

山辺町

第二期子ども・子育て支援事業計画

2020（令和2）年3月
山形県 山辺町

ごあいさつ

近年、少子高齢化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化などにより、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

2015(平成27)年4月から「子ども・子育て関連3法」が施行され、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度がスタートしました。また、国は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性から、幼児教育の負担軽減を図る総合的な少子化対策として、2019(令和元)年10月から「幼児教育・保育の無償化」をスタートさせています。



本町では、「山辺町子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～平成31年度)」を策定し、「子育てをみんなで支えあい 育てよう豊かな心 広めようあふれる笑顔」を基本理念に掲げ、待機児童対策としての保育の受け皿の拡大や、放課後児童クラブの充実など様々な取組を推進してまいりました。この度、計画期間の最終年度を迎えたことから、新たに「山辺町第二期子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)」を策定しました。今後は、本計画に基づき、更なる子育て支援の充実に向け、取り組んでまいります。

また、山辺町第5次総合計画の基本理念「みんながつながる 協働のまち やまのべ～未来へつなぐ 自慢のまち～」にあるように、未来につながる子どもたちは社会の宝であり、未来の町を担う大切な存在です。将来を担う子どもたちが、地域に見守られながら健やかに成長し、未来に羽ばたけるよう、各種施策を展開してまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様、多大なるご尽力を賜りました子ども子育て支援推進会議の委員の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和2年3月

山辺町長

達藤直幸



目 次



第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ	4
3 上位計画・関連計画との関係	4
4 計画期間.....	5
5 国の制度改正等のポイント（要約）	5
(1) 子ども・子育て支援法の改正	5
(2) 基本指針の改正に係る留意事項	6
(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正	6
6 計画の策定体制と住民意見の反映	7
7 県や近隣市町村との連携.....	7
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	11
1 本町における人口と子ども人口の状況.....	11
(1) 人口と子ども人口の推移	11
(2) 合計特殊出生率の推移.....	12
2 子育て家庭の状況	13
(1) 子育て世帯の推移	13
(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者.....	14
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況.....	16
(1) 就業率の推移	16
(2) 母親の就労状況	17
(3) 育児休業制度利用の状況.....	22
4 子育て支援事業の利用状況.....	24
(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況	24
(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由	25
5 現行施策・事業の評価等.....	27
6 本町における子育て支援に関わる課題.....	29

第3章 計画の基本的な考え方	33
1 計画の基本理念	33
2 計画の基本目標	33
3 施策の体系図	34
第4章 子育てに関する施策の評価と展開	37
基本目標Ⅰ 安心して子育てのできる家庭環境とネットワーク社会づくり	38
推進施策1 地域における子育て支援	38
推進施策2 母性・乳児～思春期までの健康の確保及び増進	42
推進施策3 虐待防止対策の充実	45
推進施策4 障がいのある子どもを支援する施策の充実	47
基本目標Ⅱ 子育てと仕事の両立を支援するための社会づくり	50
推進施策1 職業生活と家庭生活の両立支援	50
基本目標Ⅲ 子どものための福祉と教育の充実	55
推進施策1 子育てを支援する生活環境の整備	55
推進施策2 子どもの安全の確保	56
推進施策3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	59
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	65
1 教育・保育事業等の提供区域	65
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の推計	66
(1) 推計の手順	66
(2) 子ども人口の推計	67
(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計	68
3 教育・保育の量の見込み及び確保方策	69
(1) 施設型事業	69
(2) 地域型保育事業（再掲）	72
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	74
(1) 相談支援事業	74
(2) 訪問系事業	76
(3) 通所系事業	78
(4) その他事業	82
5 総合的な子どもの放課後対策の推進	84
(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	84

6	教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について.....	87
(1)	認定こども園の普及についての基本的な考え方.....	87
(2)	幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援.....	87
(3)	質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実.....	87
(4)	教育・保育施設と小学校等との連携.....	87
7	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に 関する事項.....	88
第6章 計画の推進・評価体制		91
1	計画の推進体制.....	91
2	計画の公表及び周知.....	91
3	計画の評価と進行管理.....	91
資 料 編		95
1	幼児教育・保育の無償化について.....	95
(1)	幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯.....	95
(2)	幼児教育・保育の無償化の趣旨.....	95
(3)	無償化の対象者・対象範囲等.....	96
2	山辺町子ども・子育て支援推進会議.....	98
(1)	山辺町子ども・子育て支援推進会議条例.....	98
(2)	委員名簿.....	99
(3)	策定経緯.....	100
3	用語解説.....	101

◆年号記載方法について

2019 年5月の改元に伴い、本文中の年号は 2020（令和2）年のように、西暦と和暦を併記しております。

なお、グラフ及び表における記載は西暦表記としております。



第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

山辺町（以降「本町」という。）では、2003（平成15）年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、2005（平成17）年3月に「山辺町次世代育成支援行動計画（前期計画）」、2010（平成22）年3月に「山辺町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、「子育てをみんなで支え合い、子どもがのびのびと個性豊かに育ち、育てられるまちづくり」を基本理念に、3つの基本目標を掲げ、子育て支援に関わる総合的な施策の推進に努めてきました。

さらに、2012（平成24）年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、2015（平成27）年4月からの新制度への移行に伴い、町内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「山辺町子ども・子育て支援事業計画」（以降「第一期計画」という。）を策定しました。第一期計画では、これまでの取組の成果を継承しつつ、「子育てをみんなで支えあい 育てよう豊かな心 広めようあふれる笑顔」を基本理念とし、一人ひとりの子どもが、健やかに成長することができる社会の実現を目指して、計画的に取り組んできました。

しかし、こうした施策を推進しながらも、少子化の流れは留まることなく、さらに子どもの貧困問題が表面化したことで、国は2017（平成29）年6月に「子育て安心プラン」を公表しました。幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、子ども・子育て支援法の一部を改正した「子育てのための施設等利用給付」を創設し、利用者負担を無償化する等の措置を講じることで、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減をはじめとする総合的な少子化対策を推進していくことになりました。

これを受け本町では、第一期計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、子ども・子育て支援の事業量の見直しを行いました。さらに、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に準じ、子育て中の保護者を中心に聞き取りを行い、得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意見や要望等も踏まえながら、子ども・子育て支援に係る利用ニーズを含めた利用希望等を見直しました。そのうえで「子ども・子育て支援推進会議」等で議論を重ね、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の見込量などを勘案した結果、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ「山辺町第二期子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、「幼児教育・保育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、次世代育成支援対策推進法による関連する諸制度の施策を継承しながら、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し、「子どもの最善の利益」が実現できる事業展開を図り、身近な地域においてより一層の質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進し実施していきます。

2 計画の位置づけ

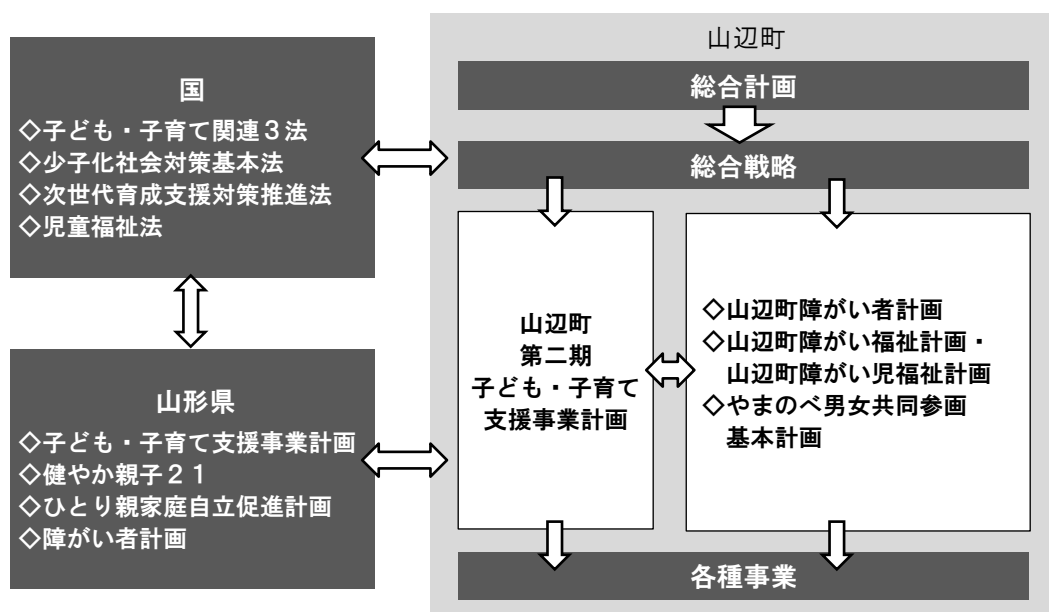
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

また、2014（平成26）年4月に「改正次世代育成支援対策推進法」が成立し、法の有効期限が10年間延長されたため、これまで本町が取り組んできた「次世代育成支援行動計画」の施策を継承しながら、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を重点施策とし、本町の地域の実情に即した子育て支援を総合的かつ具体的に推進するための指針として位置づけるものです。

3 上位計画・関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、「みんながつながる 協働のまち やまのべ」を基本理念とした、「第5次山辺町総合計画」をはじめ、「第2次山辺町障がい者計画」、「第5期山辺町障がい福祉計画・第1期山辺町障がい児福祉計画」、「やまのべ男女共同参画基本計画」との整合性を図りました。

■ 他計画との連携



4 計画期間

本計画の期間は、法に基づき2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とします。

■ 計画期間

2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31/R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
山辺町子ども・子育て支援事業計画 2015（平成27）年度～ 2019（平成31/令和1）年度					山辺町第二期 子ども・子育て支援事業計画 2020（令和2）年度～2024（令和6）年度				

5 国の制度改正等のポイント（要約）

（1）子ども・子育て支援法の改正

2018（平成30）年4月1日施行の「子ども・子育て支援法一部改正」により、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じました。

2019（令和元）年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

① 幼児教育・保育の無償化

2019（令和元）年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外保育施設においても費用の無償化を実施すること。

② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底すること。

③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消を目指すこと。

（２）基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の４点が追加されました。

① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望又は保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

③ 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴って外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- ・子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。
- ・利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。
- ・放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。

（３）児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

2016（平成28）年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、2018（平成30）年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、すべての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すこととなりました。



6 計画の策定体制と住民意見の反映

本計画の策定体制に向けては、第一期計画と同じく、保護者・保育施設関係者、教育関係者などの委員で構成している「山辺町子ども・子育て支援推進会議」を開催しました。委員からは計画策定に対する意見を求めるとともに、計画策定に必要な検討課題に関する審議結果を計画に反映しました。

また、本町の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2019（平成31）年1月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。その調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、町民から得られた計画最終案に対する意見等を精査しながら会議で協議・考察したうえで、必要に応じて町民意見を計画書に反映するように努めました。

7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策については、町民が必要とするニーズ量が確保できるよう、庁内の関係部署や近隣市町村と協議・調整を行いながら、相互に連携を図りました。また、近隣市町村間で協議・調整を進めていくうえで、県が中心となり、必要に応じて広域調整を行うことになっているため、県からは恒常的な情報交換や必要な環境の整備等の支援を受けました。

子ども・子育て支援の実施については、町民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。



第2章

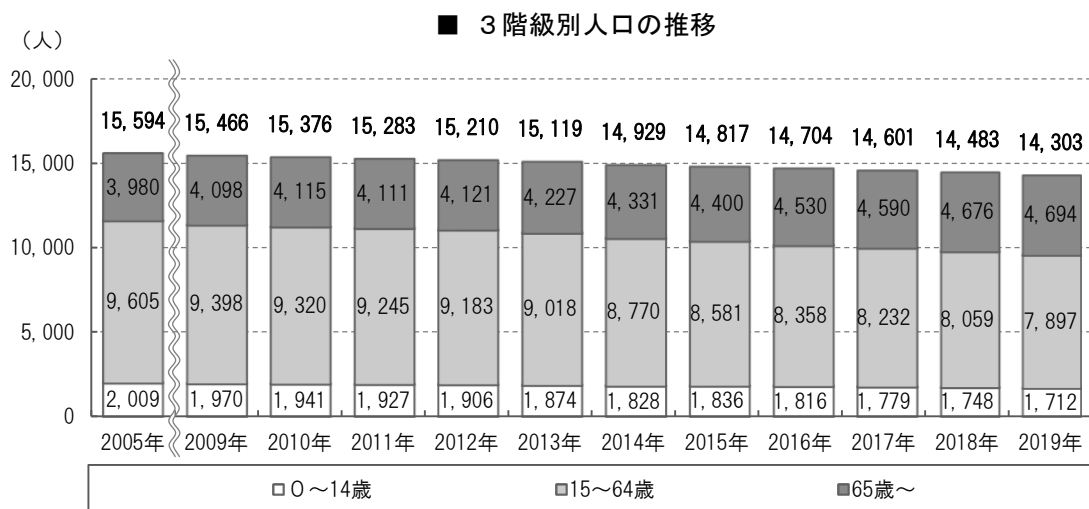
子ども・子育て支援の 現状と課題

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本町における人口と子ども人口の状況

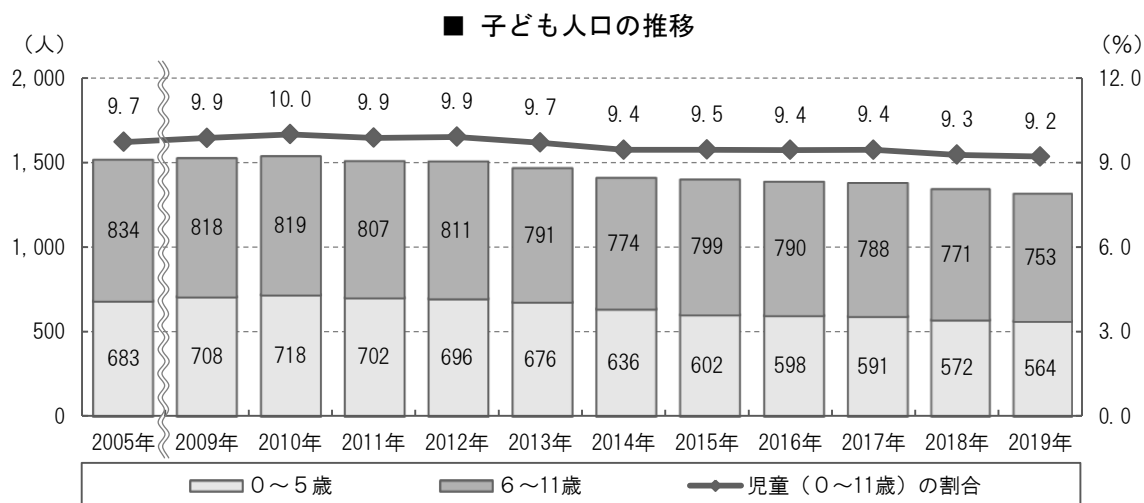
(1) 人口と子ども人口の推移

本町の人口は2005(平成17)年から2019(平成31)年にかけて1,291人(8.3%)減少しています。3階級別人口をみると、老年人口(65歳以上)は増加傾向にあり、一方、生産年齢人口(15～64歳)及び年少人口(0～14歳)は減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

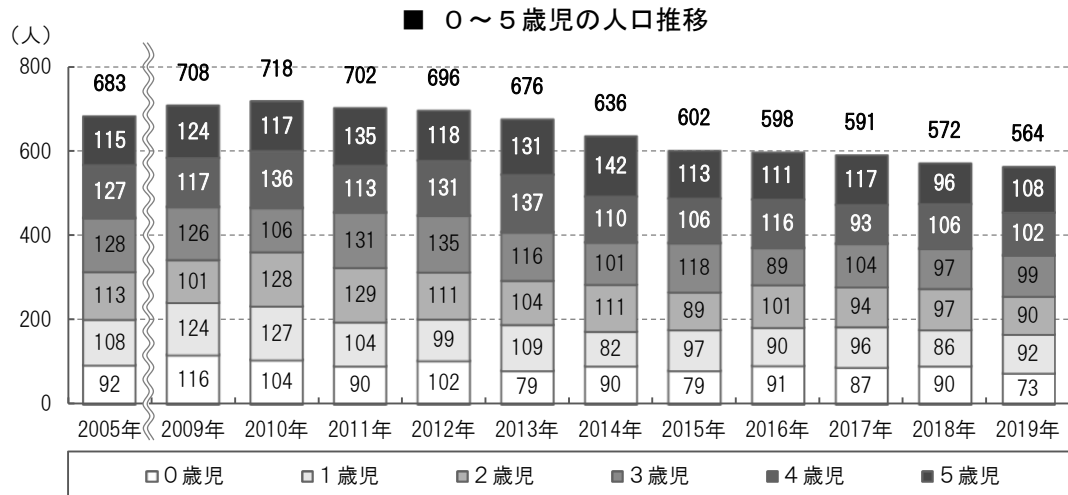
子ども人口(就学前児童及び小学生)をみると、2012(平成24)年以降総人口に対する児童(0～11歳)の割合は徐々に減少しています。



※児童(0～11歳)の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

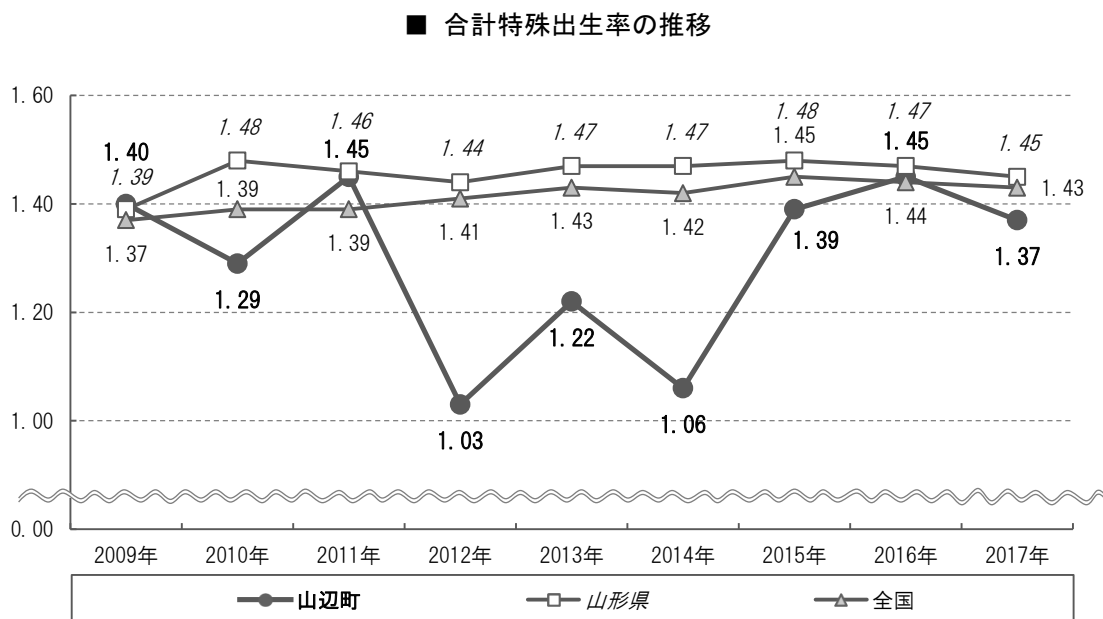
さらに就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口推移をみると、2005（平成17）年から2010（平成22）年にかけて増加傾向にあります。その後減少傾向に転じ、2019（平成31）年には、564人（17.4%減）となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

（2）合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、全国・県と比較すると変動が大きく、2012（平成24）年から2014（平成26）年で全国・県を大きく下回り、2016（平成28）年にかけて増加した後、減少しています。

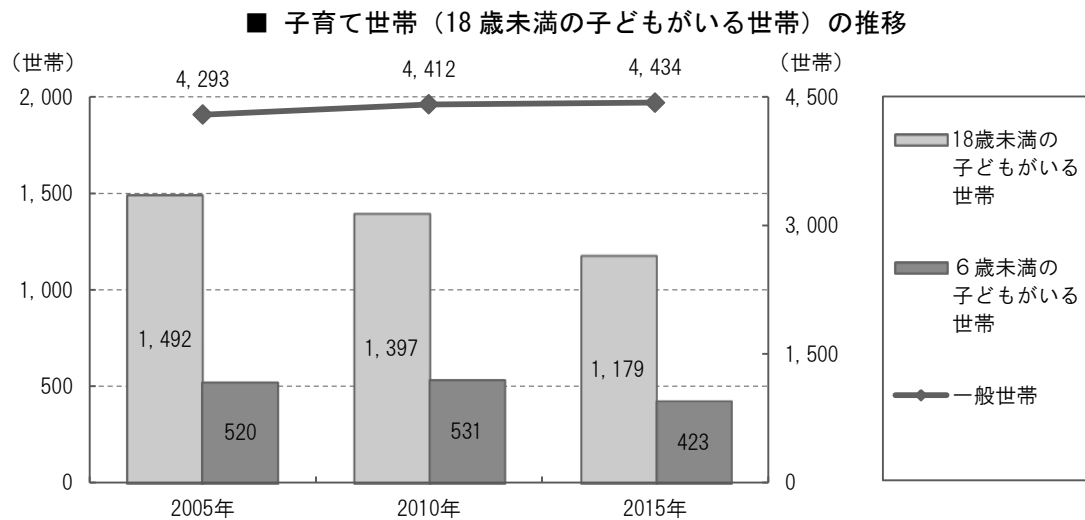


資料：山形県統計年鑑（全国のみ保健福祉統計年報）

2 子育て家庭の状況

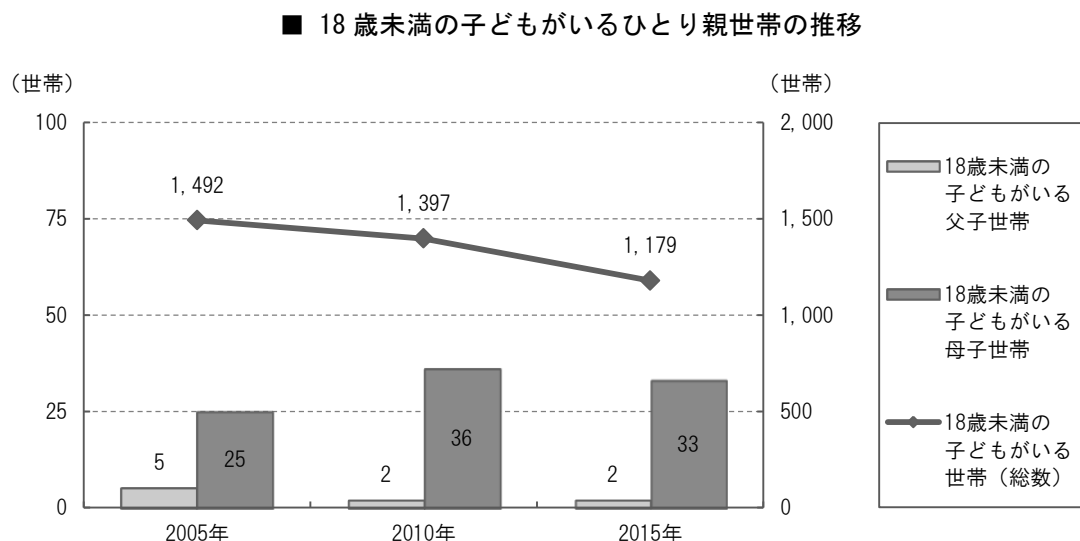
(1) 子育て世帯の推移

2005（平成17）年から2015（平成27）年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯は増加しているものの、6歳未満の子どもがいる世帯、18歳未満の子どもがいる世帯はともに減少しています。



資料：国勢調査

18歳未満の子どもがいる世帯の総世帯数は大きく減少しているものの、18歳未満の子どもがいるひとり親世帯は、父子世帯・母子世帯ともに大きな変化はなく横ばい傾向となっています。



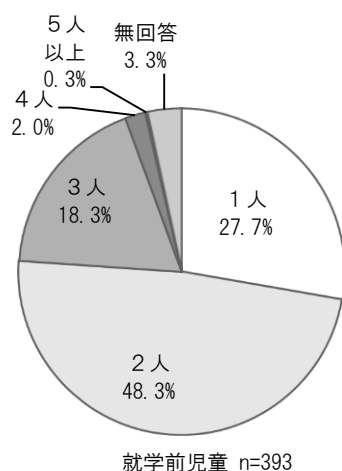
資料：国勢調査

(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者

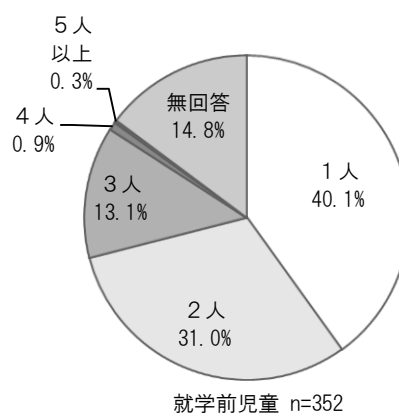
調査結果から子育て世帯の子どもの人数をみると、就学前児童の世帯では「1人」(40.1%)、小学生の世帯では「1人」「2人」(各34.1%)が最も高くなっています。また、3人以上の子どもがいる世帯は、就学前児童で14.3%、小学生で19.7%で、前回調査と比較すると、就学前児童では6.3^{ポイント}、小学生では10.4^{ポイント}低くなっています。

■ 子育て世帯の子ども人数

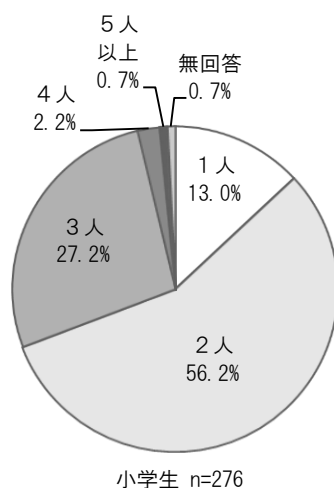
《H25 調査 (就学前児童)》



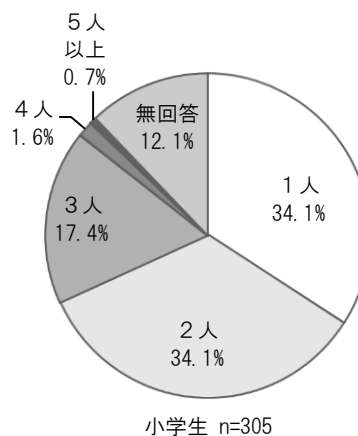
《H30 調査 (就学前児童)》



《H25 調査 (小学生)》



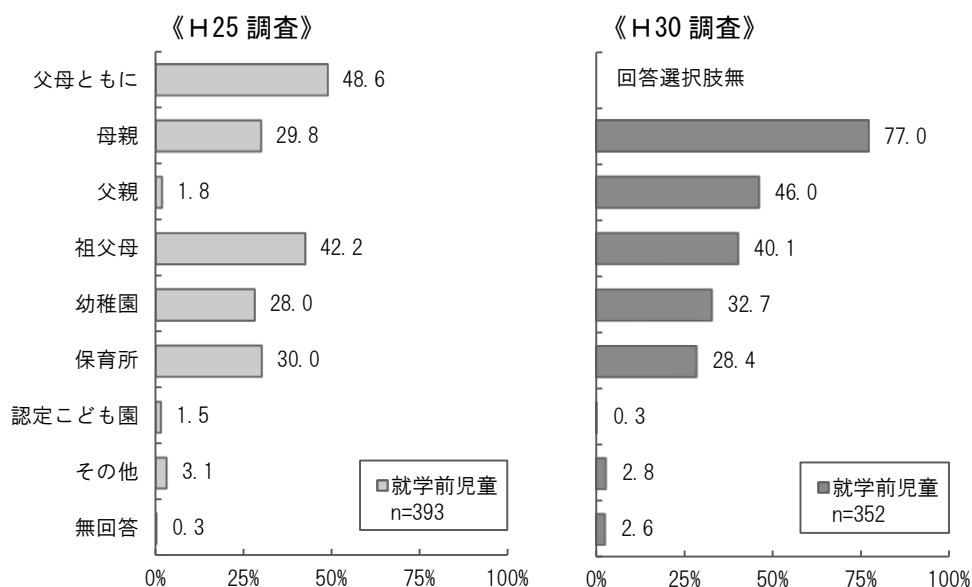
《H30 調査 (小学生)》



資料：子ども・子育てニーズ調査結果

就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方（施設含む）をみると、「母親」（77.0%）の割合が最も高く、次いで「父親」（46.0%）、「祖父母」（40.1%）となっています。前回調査と比較すると、「母親」は47.2^{ポイント}、「父親」は44.2^{ポイント}、「幼稚園」は4.7^{ポイント}高くなり、「祖父母」は2.1^{ポイント}、「保育所」は1.6^{ポイント}低くなっています。

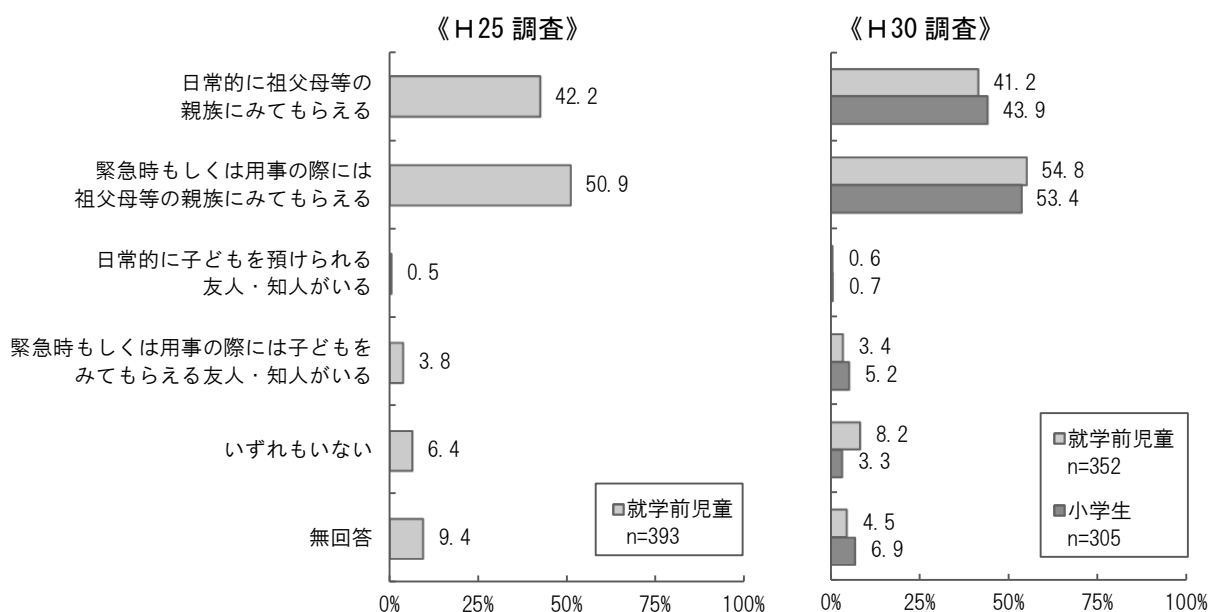
■ 日常的に子育てに関わっている方（施設含む）



資料：子ども・子育てニーズ調査結果

緊急時もしくは用事の際にみてもらえる友人・知人は1割に満たず、祖父母などの親族がいなければ、身近な人に預けることは難しい状況であることがうかがえます。

■ 主な親族等協力者の状況

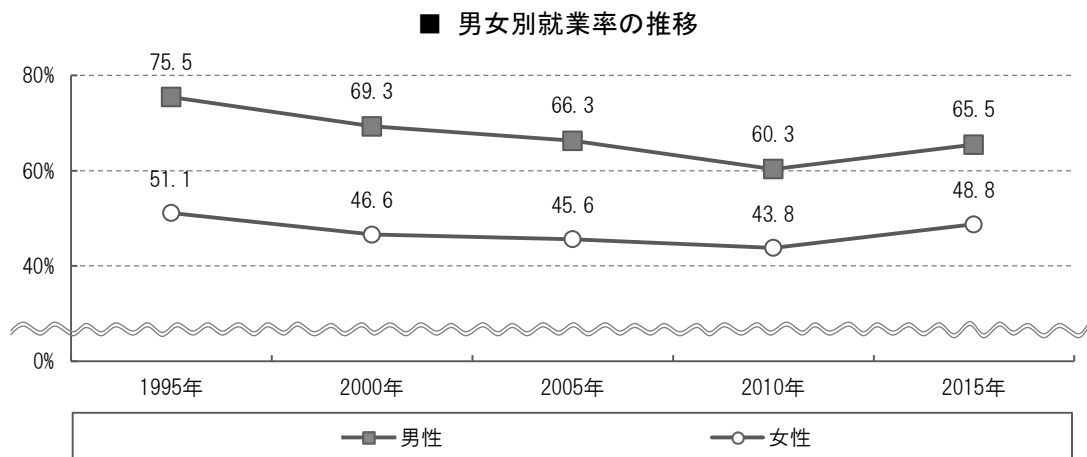


資料：子ども・子育てニーズ調査結果

3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

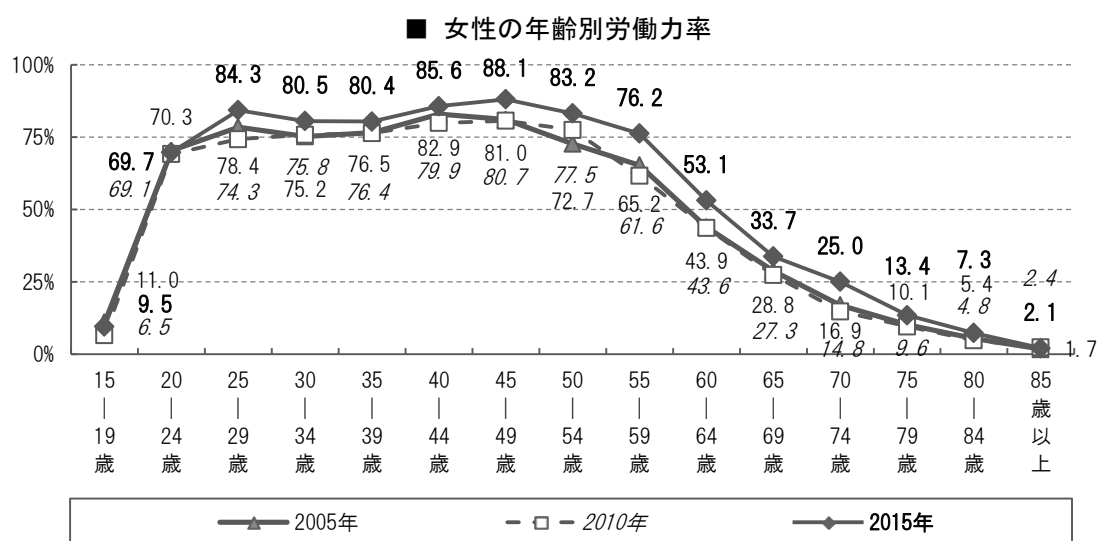
(1) 就業率の推移

本町の15歳以上の就業率をみると、2010（平成22）年まで男女ともに低下しています。その後、2015（平成27）年には男女ともに上昇しています。



資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率をみると、結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブは、2005（平成17）年では25～29歳と40～44歳をダブルピークとしていました。しかし10年後の2015（平成27）年のダブルピークは25～29歳と45～49歳となり、育児期間終了後のピークは5歳遅くなっています。また、25～84歳の就業率は2005（平成17）年、2010（平成22）年に比べ高くなっています。

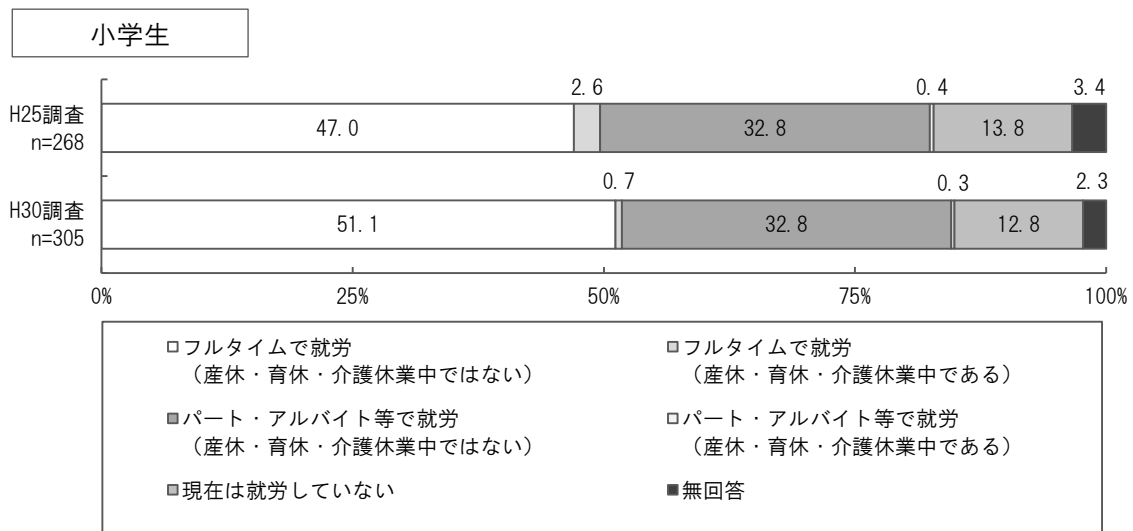
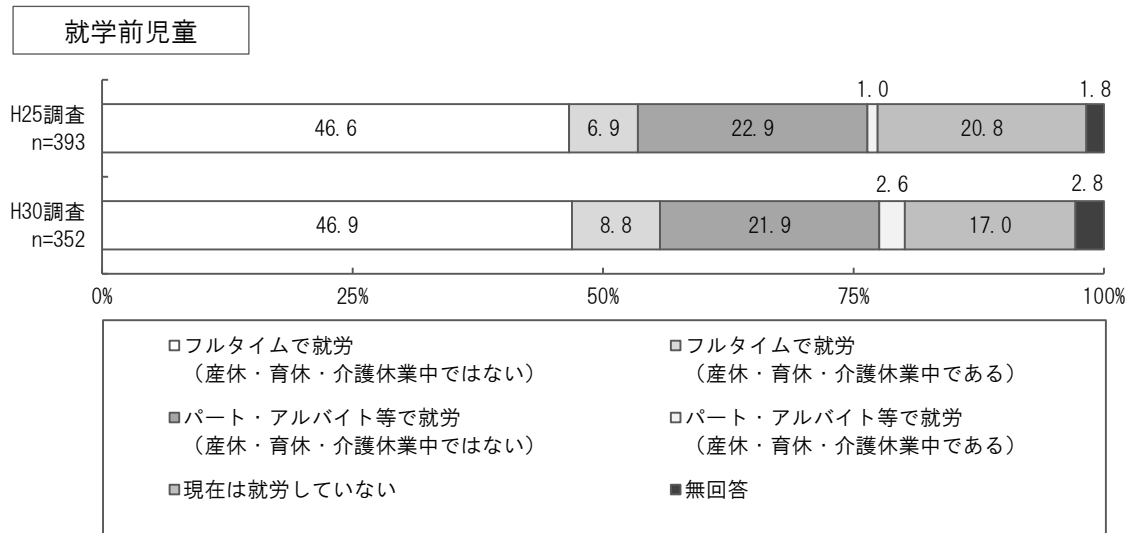


資料：国勢調査

（２）母親の就労状況

「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせると、現在就労している母親は就学前児童で80.2%、小学生で84.9%となっています。前回調査と比較すると、就学前児童で2.8^{ポイント}、小学生で2.1^{ポイント}高くなっています。

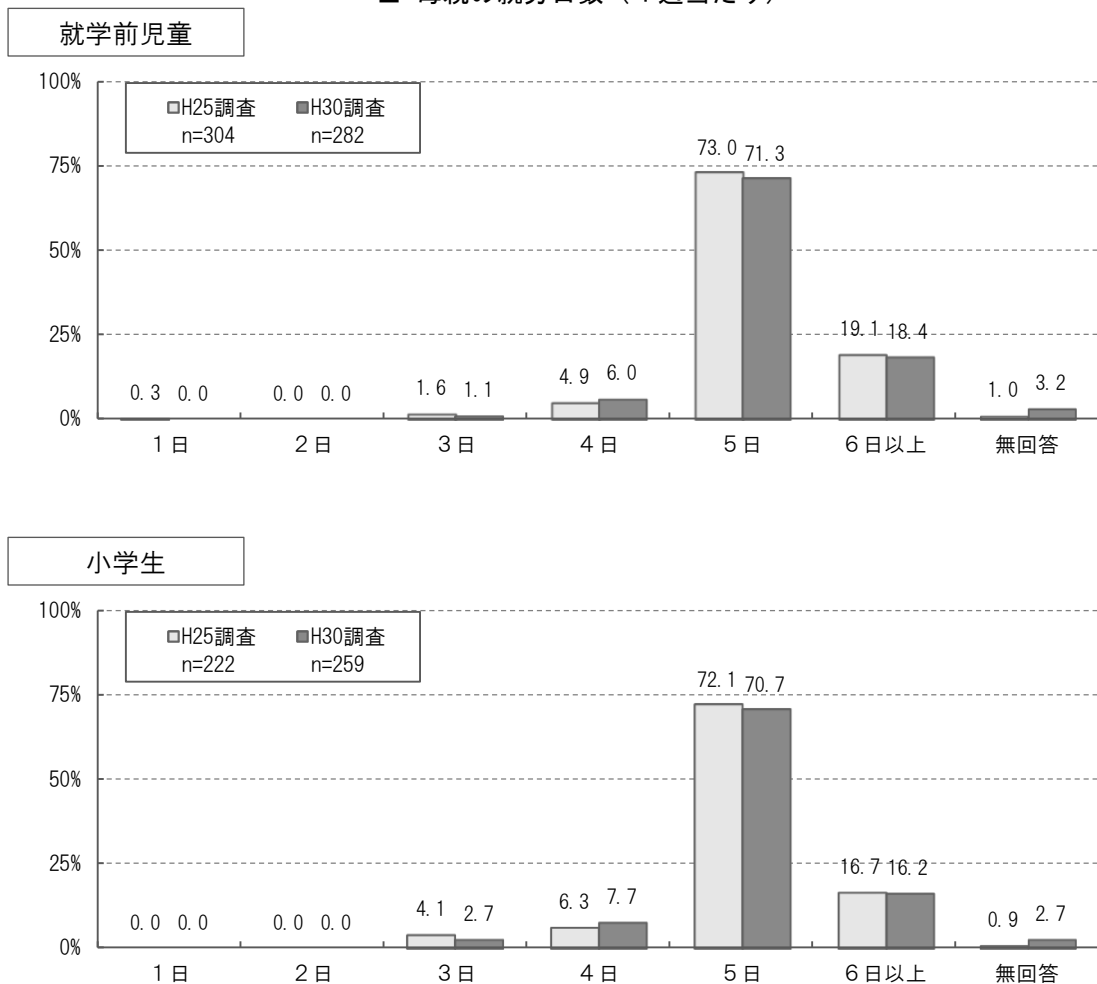
■ 母親の就労状況



資料：子ども・子育てニーズ調査結果

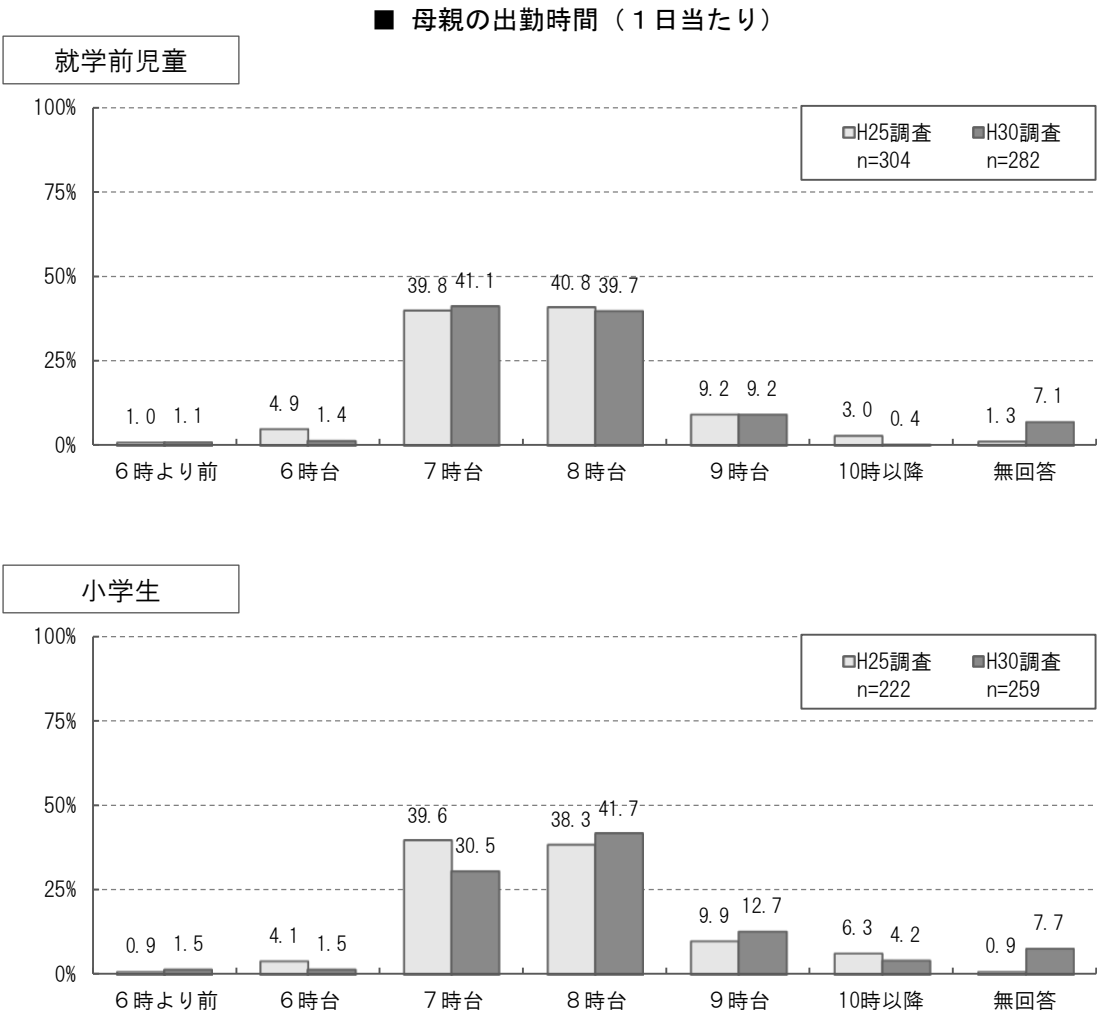
1 週当たりの就労日数が「5 日」以上である母親は、就学前児童で89.7%、小学生で86.9%となっています。前回調査と比較すると、就学前児童で2.4^{ポイント}、小学生で1.9^{ポイント}低くなっています。

■ 母親の就労日数（1 週当たり）



資料：子ども・子育てニーズ調査結果

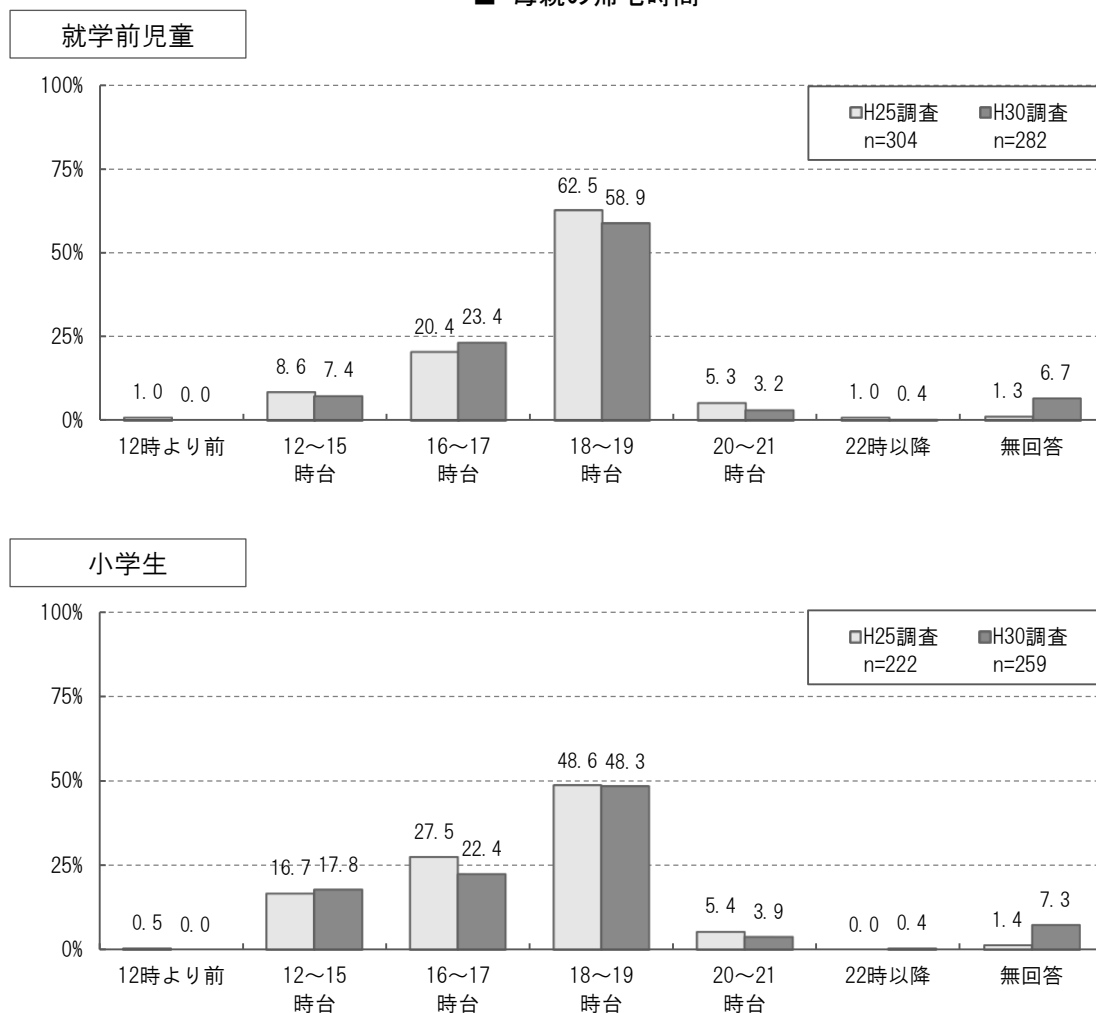
「7時台」「8時台」に出勤する母親は、就学前児童で80.8%、小学生で72.2%となっています。前回調査と比較すると、就学前児童は0.2^{ポイント}高く、小学生は5.7^{ポイント}低くなっています。



資料：子ども・子育てニーズ調査結果

「18～19時台」以降に帰宅する母親は、就学前児童で62.5%、小学生で52.6%となっています。前回調査と比較すると、就学前児童で6.3^{ポイント}、小学生で1.4^{ポイント}低くなっています。

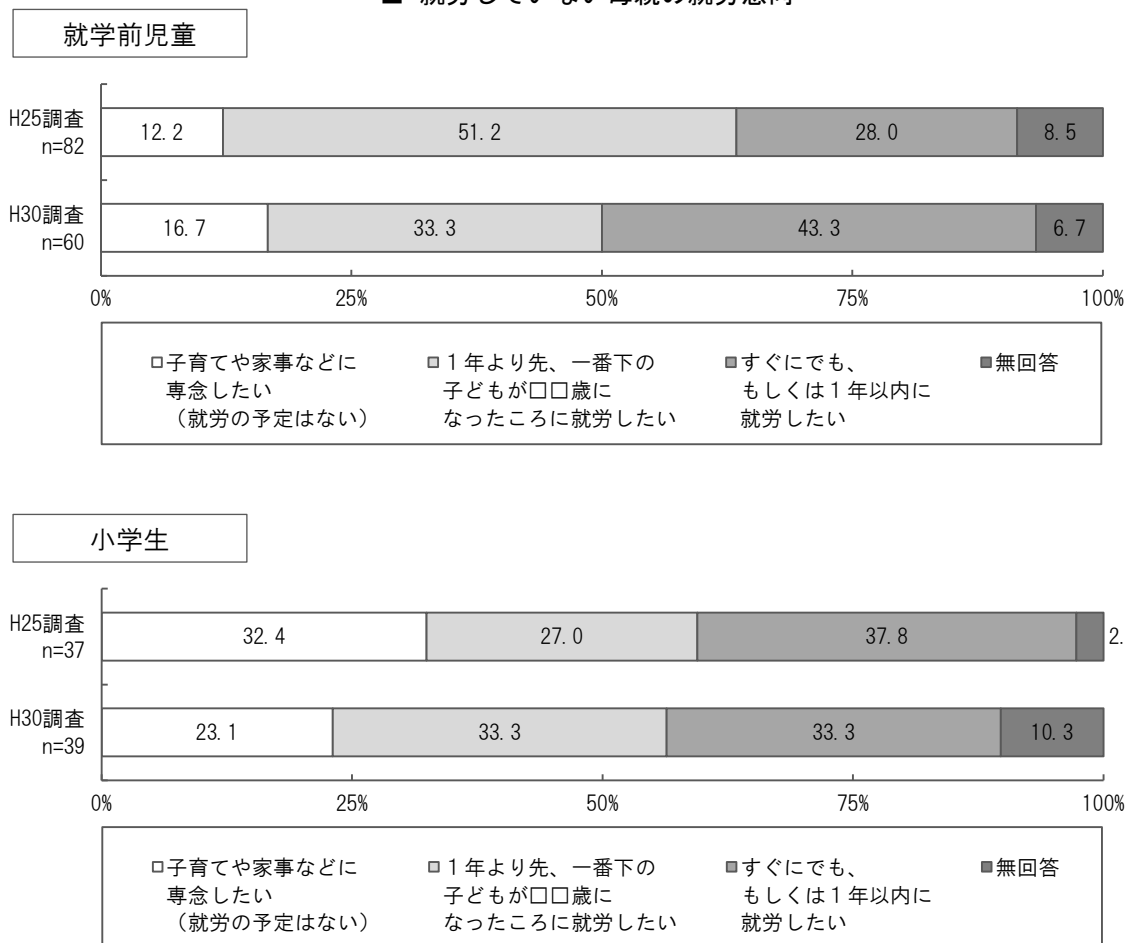
■ 母親の帰宅時間



資料：子ども・子育てニーズ調査結果

「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を合わせると、就労希望のある母親は就学前児童で76.6%、小学生で66.6%となっています。前回調査と比較すると、就学前児童で2.6^{ポイント}低く、小学生で1.8^{ポイント}高くなっています。また、小学生の母親は就学前児童の母親に比べ、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」意向が強い傾向にあります。

■ 就労していない母親の就労意向

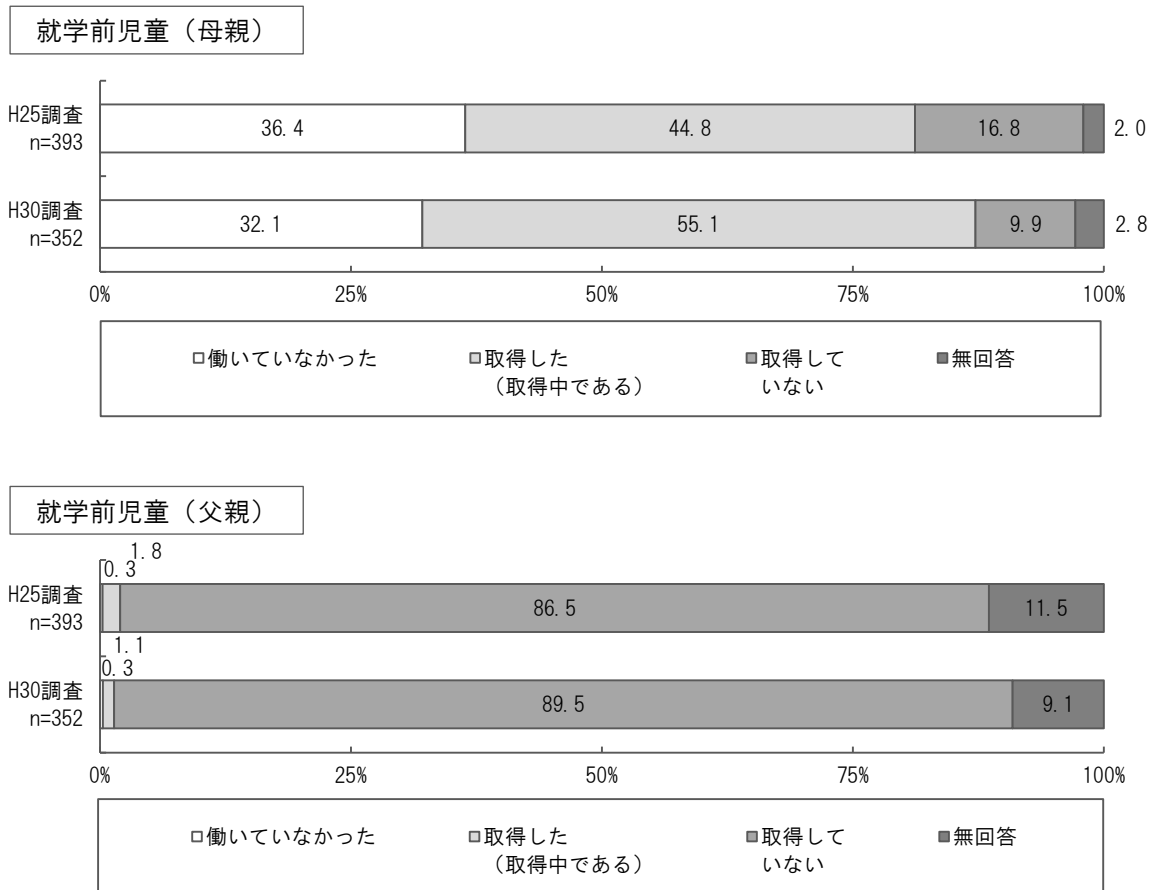


資料：子ども・子育てニーズ調査結果

（３）育児休業制度利用の状況

育児休業制度を「取得した（取得中である）」母親は55.1%、一方、父親は1.1%で極めて低い状況です。前回調査と比較すると、母親は10.3^{ポイント}高く、父親は0.7^{ポイント}低くなっています。

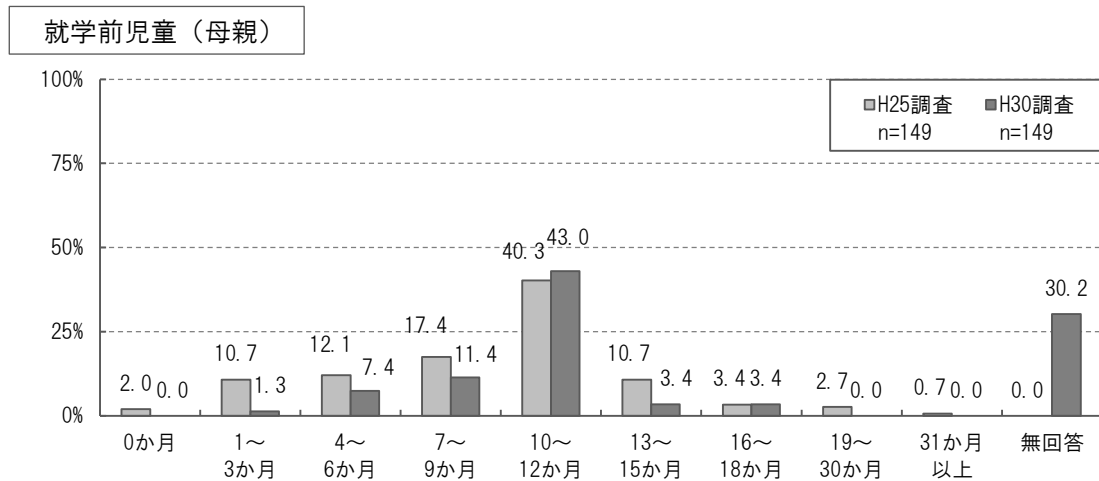
■ 育児休業制度の利用状況



資料：子ども・子育てニーズ調査結果

母親が育児休業から復帰したときの子どもの月齢は、生後「10～12か月」（43.0％）が最も高くなっています。生後10か月未満で復帰した母親は20.1％で、前回調査より22.1^{ポイント}低くなっています。

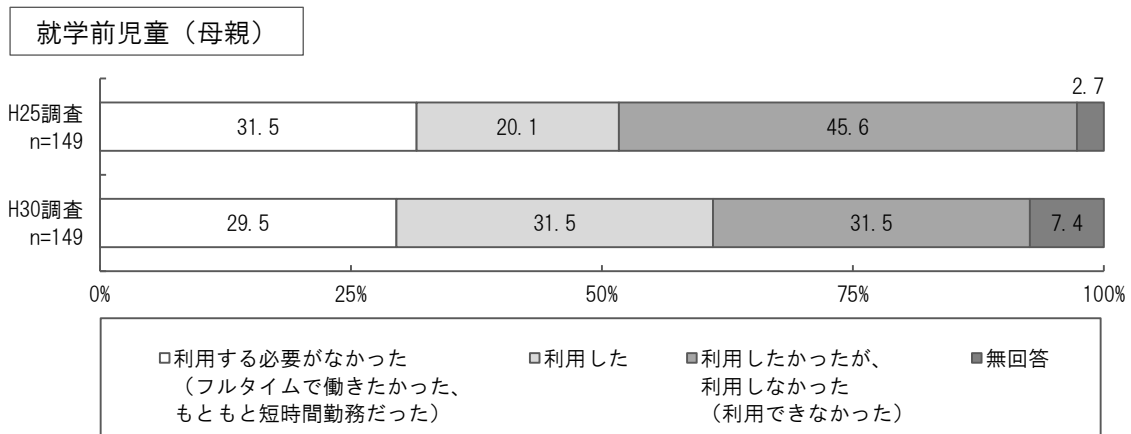
■ 育児休業から復帰したときの子どもの月齢（経年比較）



資料：子ども・子育てニーズ調査結果

短時間勤務制度を「利用した」母親は31.5％で、前回調査より11.4^{ポイント}高く、また「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」は31.5％で、前回調査より14.1^{ポイント}低くなっていることから、短時間勤務制度を利用しやすい職場環境になっているといえます。

■ 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況



資料：子ども・子育てニーズ調査結果

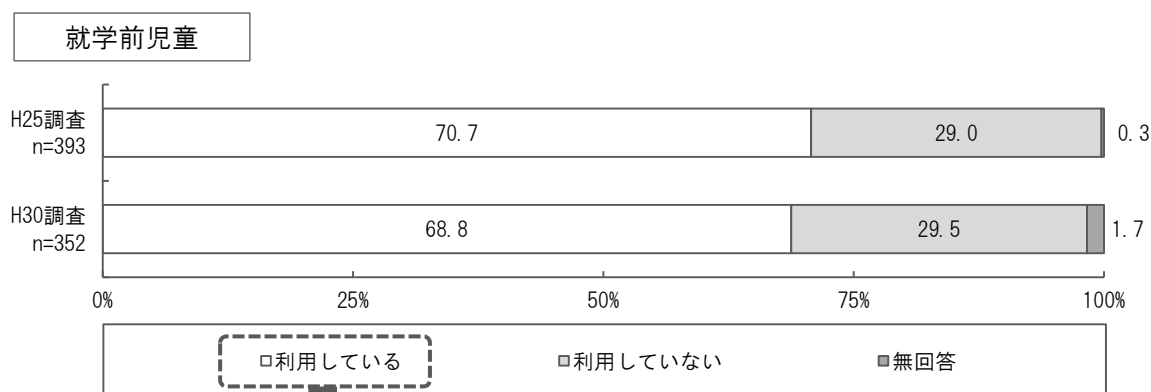
4 子育て支援事業の利用状況

(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」就学前児童は68.8%、利用している事業は前回調査同様、「幼稚園」（45.9%）が最も高く、次いで「認可保育所」（35.1%）となり、「認可保育所」は前回調査より6.3^{ポイント}低くなっています。

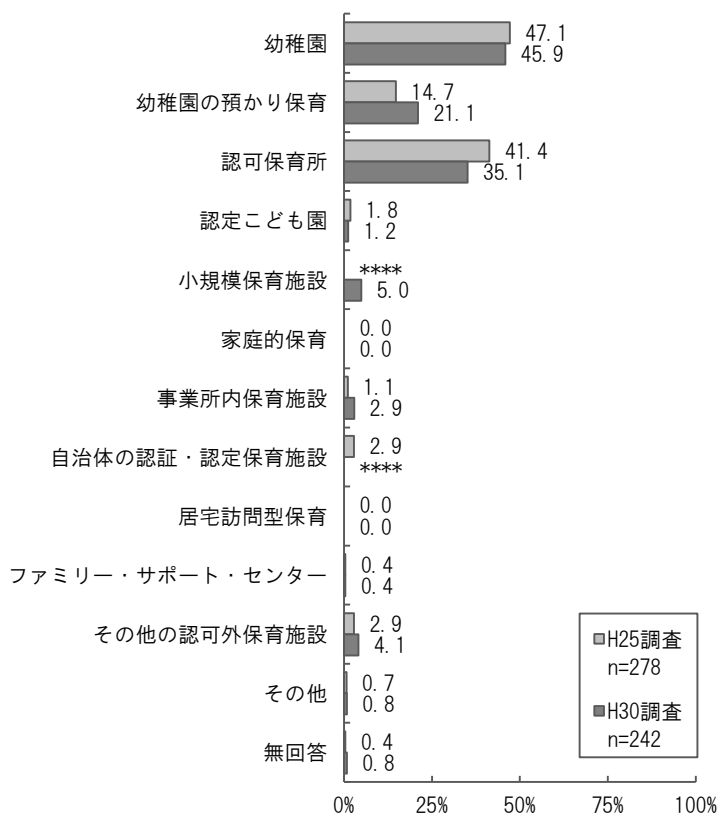
また、実際の利用と利用希望との差をみると、「認定こども園」で37.7^{ポイント}、「幼稚園の預かり保育」で19.2^{ポイント}と、いずれも希望が高い状況です。

■ 定期的な教育・保育事業の利用状況

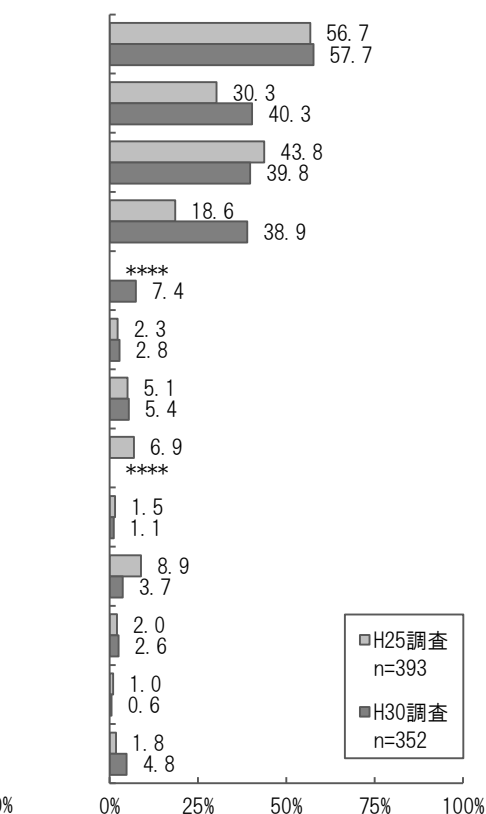


資料：子ども・子育てニーズ調査結果

■ 利用している定期的な教育・保育事業



■ 利用を希望する定期的な教育・保育事業

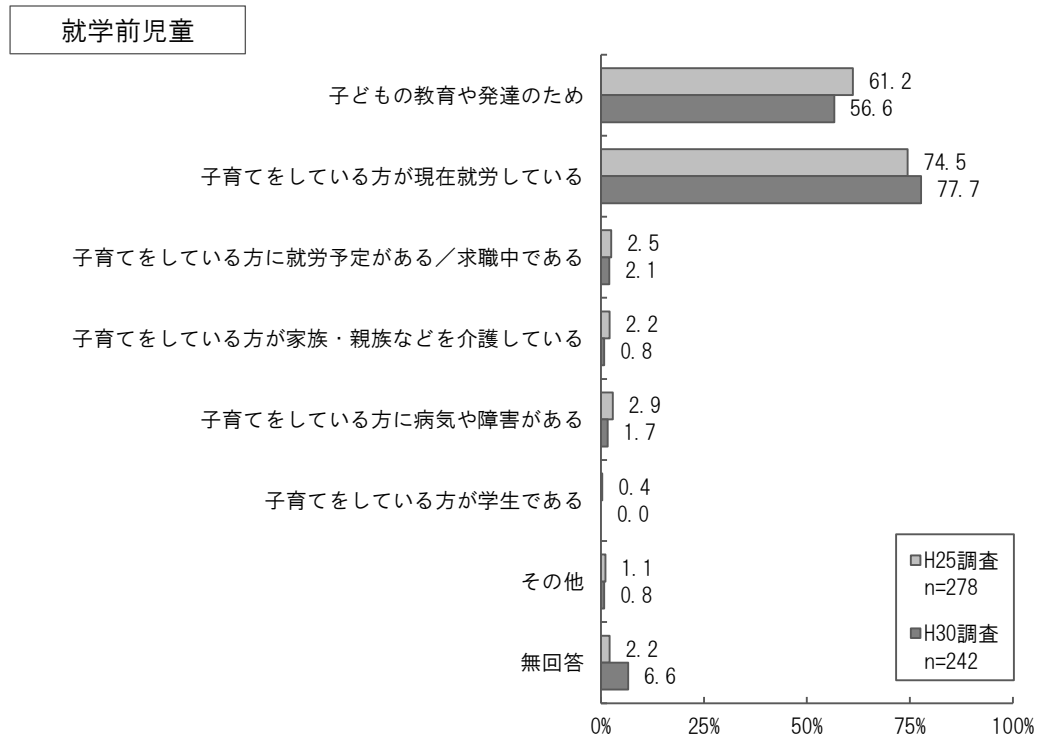


資料：子ども・子育てニーズ調査結果

（２）定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

平日の定期的な教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」（77.7%）、「子どもの教育や発達のため」（56.6%）で高く、「子育てをしている方が現在就労している」は前回調査より3.2^{ポイント}高くなっています。

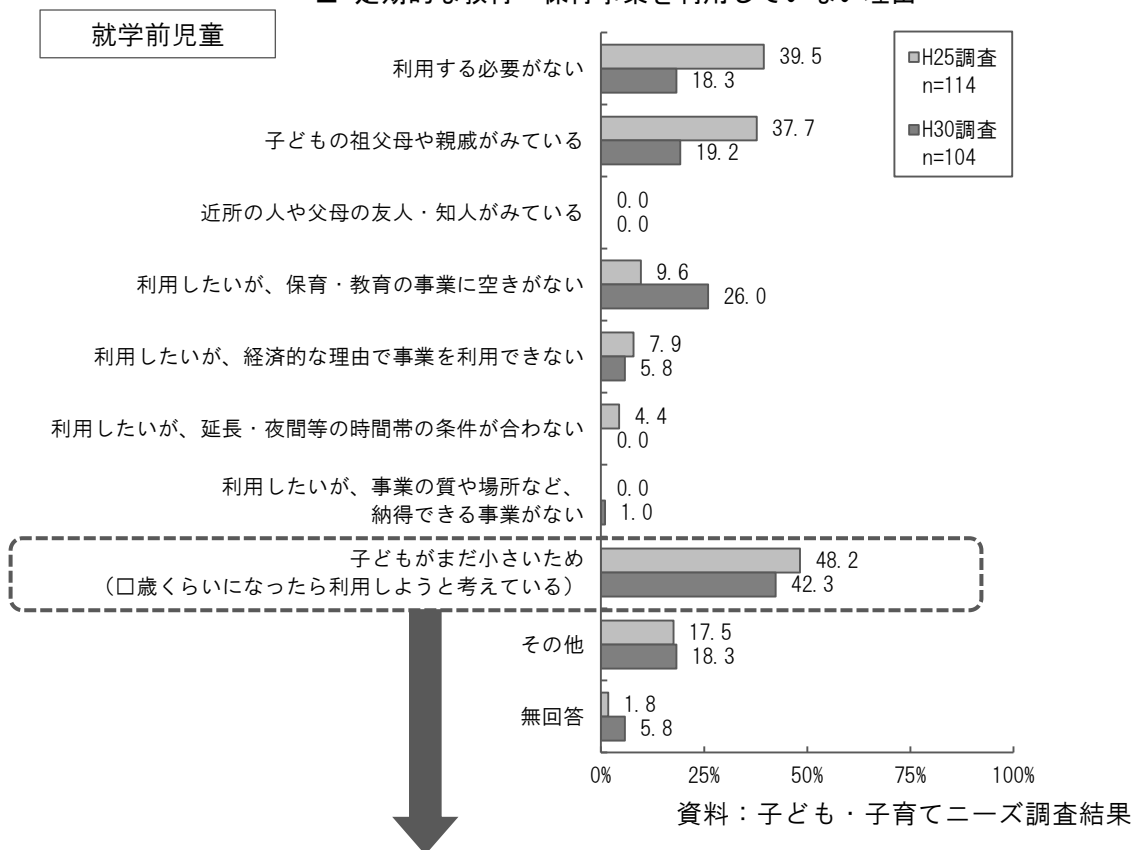
■ 定期的な教育・保育事業を利用している理由



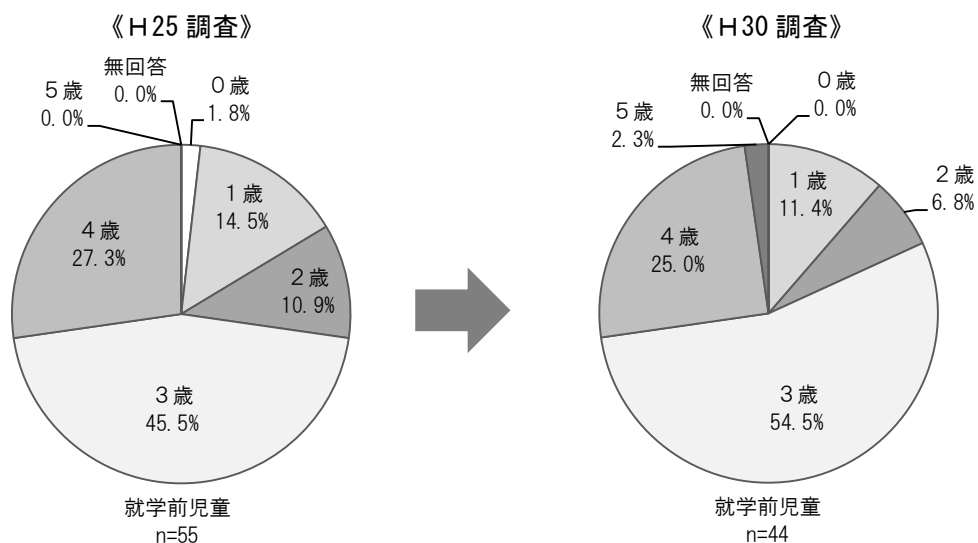
資料：子ども・子育てニーズ調査結果

事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため（〇歳になったら利用しようと考えている）」（42.3%）の割合が最も高く、そのうち5割強が「3歳」での利用開始を考えています。前回調査と比較すると、「利用する必要がない」は21.2^{ポイント}、
「子どもの祖父母や親戚がみている」は18.5^{ポイント}低く、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」は16.4^{ポイント}高くなっています。

■ 定期的な教育・保育事業を利用していない理由



■ 利用を希望する子どもの年齢



5 現行施策・事業の評価等

前計画である子ども・子育て支援事業計画は、3つの基本目標と8つの推進施策、121の具体的な事業により構成されています。その進捗結果をみると、「目標達成」は53事業（43.8%）、「推進できた」は37事業（30.6%）、「実施中である（現状維持）」は18事業（14.9%）、「実施したが見直しが必要」は13事業（10.7%）という結果となりました。

見直しが必要な事業は、「基本目標1 安心して子育てのできる家庭環境と地域社会づくり」の施策(1)-1)-④「特定保育事業の実施検討」、施策(1)-2)-②「特別保育事業」、施策(1)-2)-⑦「幼保一元化の検討」、施策(1)-4)-③「子育て支援活動の促進」等6事業、「基本目標3 子どものための福祉と教育の充実」の施策(2)-4)-②「子ども110番の家普及・支援」、施策(3)-1)-⑤「公民館などでの交流機会の充実」、施策(3)-3)-⑤「児童交流活動」等7事業となっています。

■ 第一期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	目標達成	推進できた	実施中である	見直しが必要	未実施
計画全体	121	53	37	18	13	0
基本目標1 安心して子育てのできる家庭環境と地域社会づくり	64	32	17	9	6	0
(1) 地域における子育ての支援	31	14	9	3	5	0
1) 地域における子育て支援サービスの充実	9	2	4	2	1	0
2) 保育サービスの提供基盤の整備	7	1	4	0	2	0
3) 子育て支援ネットワークの構築	2	1	1	0	0	0
4) 子育て支援団体への情報提供・活動支援	3	2	0	0	1	0
5) 子どもの健全育成の推進	10	8	0	1	1	0
(2) 母性・乳児～思春期までの健康の確保及び増進	16	15	0	1	0	0
1) 子どもの健康づくりの支援と健やかな発達の促進	7	7	0	0	0	0
2) 食育の推進	5	5	0	0	0	0
3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	4	3	0	1	0	0
(3) 虐待防止対策の充実	9	1	6	2	0	0
1) 子どもの権利を擁護するシステムづくり	2	0	1	1	0	0
2) いじめや虐待の防止・早期発見・対応体制の構築	7	1	5	1	0	0
(4) 障がいのある子どもを支援する施策の充実	8	2	2	3	1	0
1) 障がい児の社会参加の促進	2	0	1	0	1	0
2) 障がい児家庭への支援	6	2	1	3	0	0

施策名	事業数	目標達成	推進できた	実施中である	見直しが必要	未実施
基本目標 2 子育てと仕事の両立を支援するための社会づくり	19	3	11	5	0	0
(1) 職業生活と家庭生活の両立支援	19	3	11	5	0	0
1) 父親の家庭、地域生活の積極的参画の推進	6	0	2	4	0	0
2) 子育てしやすい就労環境づくり	5	0	5	0	0	0
3) 企業等の子育て家庭支援推進の働きかけ	3	0	2	1	0	0
4) 子育て家庭の負担軽減	1	1	0	0	0	0
5) ひとり親家庭などの自立支援	4	2	2	0	0	0
基本目標 3 子どものための福祉と教育の充実	38	18	9	4	7	0
(1) 子育てを支援する生活環境の整備	4	2	0	0	2	0
1) 良質な生活環境の確保・情報提供	2	1	0	0	1	0
2) 安心して外出できる環境の整備	2	1	0	0	1	0
(2) 子どもの安全の確保	15	8	4	2	1	0
1) 交通安全教室の推進	6	5	1	0	0	0
2) 地域での自主防犯・防災体制づくりの推進	2	1	0	1	0	0
3) 犯罪・事故などの被害から守るための活動の充実	1	0	1	0	0	0
4) 防犯教育・防犯運動の推進	3	2	0	0	1	0
5) 犯罪被害などにあつた子どもの保護の推進	3	0	2	1	0	0
(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	19	8	5	2	4	0
1) 子育て意識の育成	5	2	0	1	2	0
2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備	6	2	4	0	0	0
3) 豊かなつながりの中での家庭教育の支援の充実	5	3	0	0	2	0
4) 子どもの健全育成活動の推進と啓発	3	1	1	1	0	0

6 本町における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や「山辺町子ども・子育て支援事業計画」の施策進捗評価に基づき7つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1 少子化が進展している

合計特殊出生率は全国・県平均を下回る年が多く、また女性の労働力率におけるM字カーブのダブルピークは5歳遅くなっていることもあり、少子化の進展が見られます。2019（平成31）年3月末の0～5歳児人口は564人であり、2005（平成17）年から17.4%も減少しています。【統計資料より】

課題2 周囲の援助を得られない家庭、相談先がない家庭が一定以上存在

日常的に子どもをみてくれる親族・知人の有無で、「いずれもない」の回答が就学前児童で8.2%・小学生で3.3%いるとともに、気軽に相談できる人・場所の有無で、「いない／ない」の回答が就学前児童で3.7%・小学生で6.9%おり、孤立する可能性のある家庭が数は少ないものの一定程度いることがうかがえます。【子ども・子育てニーズ調査結果より】

課題3 土日や祝日・長期休業中にも対応した保育環境の整備・維持が必要

母親の就労日数では「6日」が1割半、父親では4割半おり、平日以外にも保育を必要とする家庭が一定程度存在します。同様に現在利用中の定期的な教育・保育事業でも約1割が「6日」を希望しています。また、日曜・祝日における利用希望も2割弱いるため、事業の実施もしくは一時預かり事業・ファミリー・サポート・センター事業等の代替サービスの周知が必要とされます。【子ども・子育てニーズ調査結果より】

課題4 子育て支援事業等における周知や利用促進の取組

「ファミリー・サポート・センター事業」や「子育てや教育に関する相談」は周知度が5割弱で、利用率は1割を下回っています。一方で、利用希望は2～3割いることもあり、町の子育て支援事業の周知の推進や、利用促進に向けた取組が必要とされます。【子ども・子育てニーズ調査結果より】

課題5 病児・病後児保育事業、夜間養護事業・子育て短期支援事業等の実施の検討

病児・病後児保育の利用希望は、就学前児童で29.9%・小学生で9.8%います。また、子どもを泊りがけで親族・知人にみてもらう場合の困難度では「非常に困難」が12.1%、「どちらかという困難」が57.6%います。

病気の際や泊りがけを含む不定期な一時預かりサービスの事業実施や代替サービス等の検討が必要とされます。【子ども・子育てニーズ調査結果より】

課題6 中期的視野に立った放課後の過ごし方の受け皿確保の検討

母親の就労率の向上や保育ニーズの近年の高まりから、小学校児童における放課後児童クラブや放課後子ども教室のニーズも予測されます。長期休業中のみの利用者への対応や相談員・指導員等のマンパワーの確保も含めて、必要に応じて児童が放課後を過ごす場所の確保が必要とされます。【統計資料】【子ども・子育てニーズ調査結果より】

課題7 父親の育児参画の推進やワーク・ライフ・バランスの取組

育児休業の取得率は母親で55.1%・父親で1.1%となっており、父親の育児休業取得の困難さがうかがえます。仕事と子育ての両立に向けて必要な支援では、「子どもが病気やけがの時に安心して看護のための休暇が取れる制度」(73.0%)「子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深めていくこと」(59.7%)「妊娠中や育児期間中の勤務軽減(始業・就業時間を選択できる制度や短時間勤務制度など)」(58.5%)となっており、職場における子育てへの理解促進やワーク・ライフ・バランスの推進が必要とされます。【子ども・子育てニーズ調査結果より】



第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

**子育てをみんなで支えあい
育てよう豊かな心 広めようあふれる笑顔**

地域共生社会の実現に向けて、子ども・子育て支援は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであることから、「その内容や水準は良質かつ適切なものであること」に加え、「子どもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものであること」が基本理念に追加されました。

2 計画の基本目標

基本目標1 安心して子育てのできる家庭環境とネットワーク社会づくり

妊娠から出産、育児まで切れ目のない子育て支援を進め、地域活動や各団体、関係機関との連携体制の強化を図ります。

基本目標2 子育てと仕事の両立を支援するための社会づくり

子育てしやすい環境づくりにむけて、家庭と仕事の調和を保つワーク・ライフ・バランスの実現へ取り組んでいきます。

基本目標3 子どものための福祉と教育の充実

子ども達の悩みと成長に関する相談とふれ合い機能を充実し、地域社会と連携した心を育む学習プログラム等の推進を図ります。

3 施策の体系図

《基本理念》

子育てをみんなで支えあい 育てよう豊かな心 広めようあふれる笑顔

基本目標Ⅰ 安心して子育てのできる家庭環境とネットワーク社会づくり

1 地域における子育て支援

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの提供基盤の整備
- (3) 子育て支援ネットワークの構築
- (4) 子育て支援団体への情報提供・活動支援
- (5) 子どもの健全育成の推進

2 母性・乳児～思春期までの健康の確保及び増進

- (1) 子どもの健康づくりの支援と健やかな発達の促進
- (2) 食育の推進
- (3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

3 虐待防止対策の充実

- (1) 子どもの権利を擁護するシステムづくり
- (2) いじめや虐待の防止・早期発見・対応体制の構築

4 障がいのある子どもを支援する施策の充実

- (1) 障がい児の社会参加の促進
- (2) 障がい児家庭への支援

基本目標Ⅱ 子育てと仕事の両立を支援するための社会づくり

1 職業生活と家庭生活の両立支援

- (1) 父親の家庭、地域生活の積極的参画の推進
- (2) 子育てしやすい就労環境づくり
- (3) 企業等の子育て家庭支援推進の働きかけ
- (4) 子育て家庭の負担軽減
- (5) ひとり親家庭などの自立支援

基本目標Ⅲ 子どものための福祉と教育の充実

1 子育てを支援する生活環境の整備

- (1) 安心して外出できる環境の整備

2 子どもの安全の確保

- (1) 交通安全教室の推進
- (2) 地域での自主防犯・防災体制づくりの推進
- (3) 犯罪・事故などの被害から守るための活動の充実
- (4) 防犯教育・防犯運動の推進
- (5) 犯罪被害などにあった子どもの保護の推進

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- (1) 子育て意識の育成
- (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備
- (3) 豊かなつながりの中での家庭教育の支援の充実
- (4) 子どもの健全育成活動の推進と啓発



第4章

子育てに関する施策の評価と展開

第4章 子育てに関する施策の評価と展開

次世代育成支援対策推進法が一部改正され有効期限が延長されたことを受け、これに基づく「行動計画策定指針」（以降「指針」という。）も改正され、2015（平成27）年4月から適用されました。

本町ではこの指針に基づく行動計画を子ども・子育て支援事業計画（第一期計画）と一体的に策定し、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等の次世代育成支援対策を総合的にきめ細かく取り組んでいます。今般、第一期計画の期間満了に伴い必要な見直しを2019（令和元）年度までに行い、2020（令和2）年度からの5か年を期間とする本計画において改正後の指針に基づく本町に必要な施策を盛り込みました。

なお、今回の改正事項は以下の9項目が指摘されていますが、本町の現状と課題や今後の施策の方向性を踏まえた結果、改正が必要な施策について追加・修正を行いました。

- ① 「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日付け文部科学大臣、厚生労働大臣連名通知）の策定を踏まえた、放課後児童対策の考え方に関する記載の追加
- ② 2016（平成28）年以降の累次の児童福祉法等の改正「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた、児童虐待防止に関する記載の追記
- ③ 社会的養育の充実について、「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づいた、策定する旨の更新
- ④ 子育て世代包括支援センターや産後ケア、新生児聴覚検査等に関する記載の追加
- ⑤ 医療的ケア児に関する記載の追加
- ⑥ 登下校防犯プラン（平成30年6月22日関係閣僚会議決定）や未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策（令和元年6月18日関係閣僚会議決定）に関する記載の追加
- ⑦ 住生活基本計画（平成28年3月18日閣議決定）を踏まえた、良質な住宅の確保に関する記載の更新
- ⑧ 育児・介護休業法の改正を踏まえた、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に関する記載の充実
- ⑨ 働き方改革関連法の成立等を踏まえた、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する記載の充実

基本目標Ⅰ 安心して子育てのできる家庭環境とネットワーク社会づくり



推進施策1 地域における子育て支援

現状と課題

- 乳幼児期は、子どもの健全な人格をつくるための大切な時期であるとともに、親にとっても日々成長する子どもとふれあうことのできる大切な時期でもあります。しかし、近年、核家族化が進行し、共働き世帯が増加したことにより、保育サービスの需要が高まっています。この子育て家庭の核家族化は、地域の中での「育児の孤立」による「育児不安」などのストレスを抱えてしまうことにつながると考えられます。
- 本町では、核家族世帯が増加傾向で推移しており、子育て家庭の共働き増加と相まって、地域における子育て支援が重要となっています。
- 「地域子育て支援センター事業」は、相談業務の他、外部講師や保健師・栄養士による講話、季節の行事などを取り入れ子育て広場の充実を図っています。
- 「子育て支援活動の促進」は、参加しやすい環境づくりの手段として、研修会や講習会開催の有効性を見直し、取り組んでいく必要があります。

今後の方策

施策（１） 地域における子育て支援サービスの充実

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
①放課後児童健全育成事業	保健福祉課 子育て支援係	A
◇労働等により保護者が日中家庭にいない小学生に対する、放課後の生活の場の提供と生活指導等を行う事業です。 ◆現在、2か所で放課後児童クラブ（ゆりかご児童クラブ、やまべ学童クラブ）を実施しています。 ◆今後も継続して実施していきます。		
②一時預かり事業	保健福祉課 保育所	B
◇保護者の育児疲れや入院、出産などの場合等、緊急時に保育所で幼児を預かる保育事業です。 ◆利用希望者については可能な限りの受け入れを実施し、利用者のニーズに応えることができました。 ◆今後も継続して事業の充実を図っていきます。		
③幼稚園での預かり保育事業	保健福祉課 子育て支援係	B
◇幼稚園における幼稚園児の預かり保育を実施する事業です。 ◆私立幼稚園で実施しており、就労形態の多様化による保護者のニーズに対応することができたため、就労支援に繋がっています。 ◆今後も継続して実施していきます。		

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
④家庭訪問・施設内支援事業	保健福祉課 保健指導係	A
◇家庭訪問や施設内の支援を行う事業です。 ◆赤ちゃん訪問として、家庭訪問を行いました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
⑤親と子のつどいの広場事業	保健福祉課 保育所	B
◇居宅で子育てをする保護者を対象に、子育て支援センターや遊び場を提供し、保護者と子ども同士の交流を促進する事業です。また、子育て支援センターと保健福祉課・公民館が連携し、定期的に保護者や子ども同士が相談・交流できる場を支援する事業です。 ◆地域子育て支援センター事業の一環として子育て広場を開催し、遊びの場の提供、参加した親子の交流の場づくり、育児相談等を行うことができました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
⑥地域子育て支援センター事業	保健福祉課 保育所	C
◇地域の多様なニーズに対応した保育を実施するため、地域で子育て支援サークルや人材育成を推進するとともに、その活動を広く周知することにより参加者の拡大等を図る取組を行う事業です。 ◆子育て広場が地域子育て支援センター事業の中心となっているのが現状であり、子育て支援サークルや人材育成を推進する取組までは実施できていない状況です。 ◆事業の見直しを行いながら、今後も継続して事業の推進を図ります。		
⑦子育て学習機会の確保	保健福祉課 保育所	C
◇公民館などで実施している子育て広場などの拡充を促進し、保育所・幼稚園を地域に開放して子育て家庭の交流や子育て学習機会を確保する事業です。 ◆幼稚園等において、年数回未就園児に対し開放し、園児との触れ合いの場を提供しています。 ◆事業及び所管の見直しを行い、今後も継続して事業の推進を図ります。		

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

施策（２）保育サービスの提供基盤の整備

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
①通常保育事業	保健福祉課 子育て支援係・保育所	B
◇通常保育をはじめ、低年齢児保育の充実、産休・育休明け入所の予約等を行う事業です。 ◆待機児童対策として、保育所での入所定員枠の弾力化、民間保育施設などへの支援、民間法人での新たな保育事業の取組について誘導・支援を行うことにより、受入定員枠の増を図りました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
②研修、相互交流の充実	保健福祉課 子育て支援係・保育所	B
◇保育所や幼稚園などによる研修や相互交流の充実を図るとともに、防災、防犯、不審者、虐待、子育て支援の専門分野に係る研修の充実を図る事業です。 ◆各種研修会へ参加することにより、保育の質の向上を図りました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
③関係機関・団体との連携強化	保健福祉課 保育所	B
◇学校・警察署・消防署・保健福祉センター等の関係機関・団体や民生委員・児童委員、主任児童委員等と連携強化を図る事業です。 ◆新入学に向けての引継ぎや、災害時や緊急時に、連携が取れる体制の整備を図りました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
④保育サービスの質の向上	保健福祉課 保育所	B
◇保育所の評価、保育所職員の研修体制の充実、地域の関係機関と連携した体制の整備を図る事業です。 ◆各種研修会へ参加することにより、保育の質の向上に努めました。 ◆今後も継続して実施していきます。		

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

施策（３）子育て支援ネットワークの構築

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
① 子育て支援ネットワークづくり	保健福祉課 保育所	B
◇子育て支援の機関、団体のネットワーク化や情報交流の場づくりの充実を図る事業です。 ◆村山地区子育て応援団等の交流会等に参加し、他団体と情報交換を行い、交流を深めることができました。 ◆今後も関係機関との連携を図りながら、継続して実施していきます。		
②関係機関との連携	保健福祉課 子育て支援係・保育所	A
◇様々な子育て支援活動を行う団体やサークルなどが、円滑に活動を行えるよう、関係機関との連携体制の整備や協議等を行うことにより、継続した子育て支援体制を構築する事業です。 ◆子育て支援事業所と連携し、各種事業の展開に努めました。 ◆今後も継続して実施していきます。		

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

施策（４）子育て支援団体への情報提供・活動支援

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
①子育て支援団体への情報提供・支援	保健福祉課 子育て支援係	A
◇子育て家庭及び子育て支援団体に対し、幼稚園・保育所・公民館だよりや広報紙の発行、各種行事の会場における周知活動などにより、子育て支援に関する情報提供の充実を図る事業です。 ◆広報紙やチラシの設置・配布を行い、子育てに関する情報提供を図ることができました。 ◆今後も関係機関との連携を図りながら、継続して実施していきます。		
②子育て支援サポーターの育成・支援	保健福祉課 子育て支援係	A
◇地域における子育て支援活動を行う「子育て支援者養成講座」を開催し、人材の育成・確保に努めるとともに、子育て応援者の活動に必要な支援を行う事業です。 ◆毎年、中山町と山辺町の共同で「子育て支援者養成講座」を行い、人材育成に努めています。 ◆今後も継続して実施していきます。		
③子育て支援活動の促進	保健福祉課 子育て支援係	D
◇地域の子育てサークルなど子育てに関する活動に参加しやすい環境づくりのために、サークル活動の研修会や講演会を開催することにより、活動の促進を図る事業です。 ◆各種研修会に参加し、情報の収集に努めました。 ◆事業の見直しを行い、実施に向けて推進を図ります。		

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

施策（５）子どもの健全育成の推進

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
①子どもの居場所の確保	保健福祉課 保育所・子育て支援係	C
◇子ども自身が健やかに育ち、子どもの成長に配慮した環境づくりを推進するため、子育て支援センター、公民館の活用、児童遊園・各種公園での遊び場の確保、公共施設の利用・活用等の取組を行う事業です。 ◆都市公園・児童遊園等の遊び場の確保を図りました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
②社会福祉協議会との連携	保健福祉課 子育て支援係	A
◇社会福祉協議会との連携により、小学生ふれあい交流事業、世代間交流事業、心身障がい児福祉事業の実施を図る事業です。 ◆社会福祉協議会で児童生徒や高齢者を対象とした地域食堂を実施しています。 ◆今後も継続して実施していきます。		
③民生委員・児童委員、主任児童委員との連携	保健福祉課 子育て支援係	A
◇担当地区における民生委員・児童委員、主任児童委員との連携を図り、子どもの健全育成を推進する活動を支援する事業です。 ◆相互の連携が十分に図られ、有事の際には迅速に情報提供できる体制が整っており、子どもの健全育成を推進できています。 ◆今後も継続して実施していきます。		

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
④ブックスタート事業	保健福祉課 保健指導係 教育課 社会教育係	A
◇絵本を通して豊かな心を育み、親子の絆をより深めるきっかけとなるよう絵本の交付を行う事業です。 ◆3か月健診の際に絵本プレゼントの引換券を配布し、図書室で交換することにより、本との触れ合いや図書室利用に繋ぐことができました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
⑤子どもの健全育成・啓発	保健福祉課 子育て支援係・保健指導係・福祉係 教育課 社会教育係	A
◇保健福祉センター、児童相談所、警察署、少年補導員、保護司、更生保護女性会、学校、青少年育成町民会議等との連携強化により、子どもの健全育成に係る活動の充実を図る事業です。また、中学校を対象とした福祉体験等のボランティア体験学習を実施する事業です。 ◆青少年育成町民会議による夏季・春季休暇の巡回活動や有害図書調査、善行者への表彰など子どもの健全育成に努めました。 更生保護女性会では、各団体と連携し、地区毎にけん玉によるミニ集会を実施しました。 ◆今後も継続して実施していきます。		

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施



推進施策2 母性・乳児～思春期までの健康の確保及び増進

現状と課題

- 母親が子どもを安心して産み、健やかに育てるためには、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援が必要となります。
- 本町では、妊婦に対し、妊娠中の健康を保持するための保健教育や保健師による訪問指導等を行い、出産、育児にあたっての基礎的知識の普及や支援に取り組み、安心して出産し育児ができるよう支援しています。
- 母子保健事業による乳幼児健診や訪問指導、新生児訪問による支援を実施し、発達障がいや疾病の早期発見・発育状況に応じた適切な支援に取り組んでいます。今後も、母子保健事業に基づいた妊娠・出産から子どもの成長に応じた健康の保持・増進に取り組めます。
- 保護者が交流できる場を提供し仲間づくりを支援するとともに、地域で気軽に子育てに関する相談ができる育児支援サポーターの育成などを一層推進することが重要です。
- 乳幼児期から成長段階に応じた望ましい生活習慣や食生活習慣を形成できるよう、必要な支援を実施することも大切です。

▶ 今後の方策

施策（１）子どもの健康づくりの支援と健やかな発達の促進

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
①健康づくりの支援	保健福祉課 保健指導係	A
◇各種乳幼児健康診査及び相談（乳幼児健診、乳幼児相談、予防接種事業、フッ素塗布事業）等の取組を充実することにより、母子の健康推進を図る事業です。 ◆すべての子どもが各種検診・相談等を受けることができました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
②支援体制の充実	保健福祉課 保健指導係	A
◇子どもと母親の健康を保持するため、乳幼児の発達やことばに関する相談、新生児・妊産婦訪問、育児支援サポーター事業に関する支援を行う事業です。 ◆母子の健康の保持に関する支援を実施することができました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
③妊娠・出産期における健康づくりの支援	保健福祉課 保健指導係	A
◇妊婦が安心して出産を迎え、出産後も健やかに生活ができるよう、健康保持・増進を目的とし、妊娠中の健康管理やパパママ教室の開催等、健康教育や相談を実施し、保健指導の充実を図る事業です。 ◆妊産婦の健康づくりに関する支援を実施することができました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
④新生児、産婦の健康管理	保健福祉課 保健指導係	A
◇医療機関と連携を図り、新生児訪問（新生児等の健康管理）や健診を行い、新生児や産婦の健康管理を推進する事業です。 ◆新生児訪問や健診を実施し、健康管理を推進することができました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
⑤安心できる子育て環境づくり	保健福祉課 保健指導係	A
◇乳幼児相談や個別相談・電話相談、ふれあい交流や子育て情報の充実、家庭での事故防止の啓発等により、母親が子どもを安心して育てていくことのできる環境づくりを推進する事業です。 ◆安心できる子育て環境づくりの推進を実施することができました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
⑥かかりつけ医の定着促進	保健福祉課 保健指導係	A
◇乳幼児保健講座及び各種健診・相談において、かかりつけ医・歯科医を持つよう働きかけを行う事業です。 ◆かかりつけ医の定着促進を図ることができました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
⑦小児医療体制の充実	保健福祉課 保健指導係	A
◇在宅当番医の初期救急、救急病院の整備を通じ、小児救急医療体制の充実を図るとともに、山形県や近隣市町と連携し小児科医などの確保に係る働きかけを行う事業です。 ◆小児医療体制の充実を推進することができました。 ◆今後も継続して実施していきます。		

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

施策（２）食育の推進

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
①幼児期からの正しい食習慣の形成	保健福祉課 保健指導係	A
◇子どもの豊かな人間性の形成や心身の健全育成を図るため、幼児期からの正しい食事の摂り方や食習慣の定着を図る事業です。 ◆妊娠期の食育教室等の開催、幼児期の食育啓発、学童・思春期の食育啓発等を行い、正しい食習慣を推進することができました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
②食べる力を育むための環境づくり	保健福祉課 保健指導係 産業課 農政係	A
◇子どもの健康を保持・増進するため、おやこ料理教室、地域での食育推進等の取組を行う事業です。 ◆やまのべ温泉市の事業を支援し、各種食育活動を実施しました。 ◆おやこ料理教室等、事業の見直しを行いながら、今後も継続して実施していきます。		
③地産地消事業の推進	保健福祉課 保健指導係 産業課 農政係	A
◇産業課と連携し地元産の農作物などについての情報提供を行い、食を大切にする心の育成に取り組む事業です。 ◆学校給食の各種事業に対し補助を行う等、地元産農林水産物の振興に努めました。 ◆「山辺町食育・地産地消推進計画」に基づき、今後も継続して実施していきます。		
④生産者、事業者の食育啓発	保健福祉課 保健指導係 産業課 農政係	A
◇生産者、事業者との協力による見学、体験学習（調理実習や農業体験など）や食に関する講座を通して食育の啓発を行う事業です。 ◆「ふれあい給食」事業を実施し、生産者による食育・地産地消推進講座を行いました。 ◆「山辺町食育・地産地消推進計画」に基づき、今後も継続して実施していきます。		
⑤ボランティアなどによる食育活動の推進	保健福祉課 保健指導係 産業課 農政係	A
◇食生活改善推進協議会などの様々なボランティアによる郷土料理講習や農林業の体験学習などの食育活動について情報提供を行い、活動の推進と支援に取り組む事業です。 ◆山辺町農業体験学習事業の実施等の体験学習の推進、学校への講師の紹介等の情報提供を行いました。 ◆今後も継続して実施していきます。		

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

施策（３）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
①心の健康などの相談、情報提供	保健福祉課 保健指導係 教育課 学校教育係	A
◇関係各課、関係機関や学校などが相互に連携強化し、思春期相談（摂食障害・やせ症・不登校・ひきこもりなど）、心の相談、心の健康講座を行う事業です。 また、山形県の各種相談事業の活用を図ります。 ◆カウンセラーを山辺中学校に配置し、思春期相談、心の相談、心の健康相談等を行いました。 ◆今後も継続して実施していきます。		

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
②子どもの自殺予防の推進	保健福祉課 保健指導係 教育課 学校教育係	C
◇関係各課や関係機関が相互に連携し、子どもの自殺予防に努め、相談窓口における情報提供や自殺予防の広報・周知等の取組を推進する事業です。 ◆現在、自殺対策計画の策定に取り組んでいます。 ◆今後も関係機関のさらなる連携強化に努め、継続して実施していきます。		
③健康教育の推進	保健福祉課 保健指導係 教育課 学校教育係	A
◇小学校・中学校・高校の児童・生徒を対象に、健康を維持・増進するために必要な知識の習得と実践を促すための健康教育の充実を図る事業です。 ◆各学校主体で、今後も継続して実施していきます。		
④予防対策（性感染症予防、タバコ、飲酒、薬物防止等）	保健福祉課 保健指導係 教育課 学校教育係	A
◇性感染症や喫煙・飲酒の害等に関する必要な知識の普及に努め、自ら判断する能力の習得や健康維持の推進を図る事業です。 ◆各学校主体で、今後も継続して実施していきます。		

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施



推進施策3 虐待防止対策の充実

現状と課題

- 全国的に子どもが被害者となる事件が増加し、中でも児童虐待の事件が年々増えています。児童虐待は、子どもの心身に深い傷を残し、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるばかりか、次の世代に引き継がれ、将来において深刻な社会問題へと拡大するおそれもあります。児童虐待の因果関係を特定することは困難ですが、保護者が親などから十分愛情を感じることができないまま、自分の子どもへの愛情表現もうまくできず虐待してしまうことが大きな要因として指摘されています。また、子育てにおける不安や悩みなどのストレスから虐待に至ってしまう事例も見受けられます。
- 子どもの虐待を防止するため、保護者の不安や悩みなどのストレスを早期に軽減するための取組を推進するとともに、地域社会全体で虐待の早期発見、対応ができる体制を構築することが重要です。また、虐待後の保護者と子どもが望ましい親子関係を構築することができるよう関係機関などと連携し、支援することが大切です。
- 「いじめ」についても学校のみならず地域社会全体で早期発見することが重要です。今後は民生委員・児童委員や地域との連携を強化する必要があります。

今後の方策

施策（１）子どもの権利を擁護するシステムづくり

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
①子どもの権利擁護	保健福祉課 子育て支援係 教育課 学校教育係	B
◇要保護児童対策地域協議会等、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実や在宅支援の推進に努め、子どもの権利を擁護するためのシステムの構築を推進する事業です。 ◆要保護児童だけでなく、特定妊婦や要支援児童についても情報共有し、関係機関で対応・見守りなどの体制を構築しました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
②人権教育の推進	総務課 庶務係 教育課 学校教育係	C
◇関係機関や総務課・教育委員会などが連携し、子ども同士が相互に尊重し合い、助け合う意識を涵養するため、人間形成の基礎が培われる幼児期からの人権教育に関する積極的な取組を推進する事業です。 ◆各関係機関が連携し、人権の花や書道展などを通じ、人権教育への取組への推進を図りました。 ◆今後も連携強化に努めながら、継続して実施していきます。		

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

施策（２）いじめや虐待の防止・早期発見・対応体制の構築

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
①虐待の早期発見	保健福祉課 保健指導係・福祉係 教育課 学校教育係	B
◇保健福祉センターでの健診、保育所、幼稚園、学校などにおいて、虐待の早期発見に努めるとともに、民生委員・児童委員や地域との連携を強化し、地域における虐待防止の意識の向上と虐待の早期発見に努める事業です。 ◆関係機関との連携、情報共有を図ることができました。 要保護児童対策地域協議会を中心として、児童虐待の対応を行いました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
②虐待相談機能体制の充実	保健福祉課 子育て支援係 教育課 学校教育係	B
◇町民や民生委員・児童委員、子育て関係機関が児童虐待を受けたと思われる児童などの相談・通告をしやすくするために、町の相談窓口の情報提供に努めるとともに、子育て支援センターにおける総合相談窓口の機能を強化し、虐待相談機能の充実を図る事業です。 ◆調整機関において相談や通告を受け付け、相談機能体制の強化を図っていきます。		

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
③養育訪問事業	保健福祉課 保健指導係	A
◇こんにちは赤ちゃん事業、養育支援訪問事業等により、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、保育士などが居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行い、望ましい養育の実施を図る事業です。 ◆状況に応じて、実施対応できました。 ◆今後も状況に応じて、適切な対応に努めます。		
④虐待児保護・支援・アフターケア	保健福祉課 子育て支援係 教育課 学校教育係	B
◇虐待を受けた児童を対象に、一時母子の分離などによる保護に努め、緊急性のあるケースについては児童相談所と連携し、一時保護やアフターケアの充実を図る事業です。 ◆今後も状況に応じて、適切な対応に努めます。		
⑤情報提供	保健福祉課 子育て支援係 教育課 学校教育係	B
◇子ども虐待の知識について、広報紙などによる情報提供を行い、予防啓発・早期発見・早期対応を行う事業です。 ◆虐待防止月間ポスター貼付や広報紙掲載による啓発などにより、早期発見に努めました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
⑥いじめの早期発見	保健福祉課 子育て支援係 教育課 学校教育係	C
◇関係機関や保健福祉課・教育委員会、民生委員・児童委員などが連携し、いじめの早期発見・早期対応による適切な指導の実施に努める事業です。 ◆学校主体の校内調査や、カウンセラー等の設置により早期発見に努めました。 ◆体制の見直しにより連携の強化に努め、今後も継続して実施していきます。		

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施



推進施策4 障がいのある子どもを支援する施策の充実

現状と課題

○我が国では、2006（平成18）年度に「障害者自立支援制度」が施行されるとともに、ノーマライゼーションの理念に基づいて、障がいのある人が、障がいのない人とともに地域社会のなかで生き活きと自己実現を図ることができる「共生社会」を築くことが求められています。しかし、地域社会のなかで障がいや障がい児への正しい理解は、まだまだ進んでいないのが現状です。障がい児などが地域社会のなかで、生き活きと生活し充実した人生を送れるようにするためには、地域社会における障がいや障がい児などへの正しい知識を深めることが大切です。

○障がい児やその保護者が、社会の一員として生きがいのある生活を営めるよう、保育所や放課後児童健全育成事業における障がい児保育事業などを推進するとともに、障がい児などの障がいの特性に応じた療育や教育を充実し、社会全体で障がい児が健やかに成長できる環境づくりに取り組むことも重要です。

○本町では、「山辺町地域福祉計画」及び「山辺町障がい福祉計画・山辺町障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある子どもを支援する取組を実施しています。

今後の方策

施策（１）障がい児の社会参加の促進

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
①障がい児との相互交流	保健福祉課 福祉係 教育課 学校教育係	B
◇障がい児が通園・通学する学校、施設等での相互学習・交流・研修や小・中学校の特別支援学級児童と普通学級児童との交流を図ったり、学校・施設間との協働による作品展などの行事を展開する事業です。 ◆特別支援学校から例年１名程度受け入れをしており、児童との交流を行っています。 ◆今後も継続して実施していきます。		

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

施策（２）障がい児家庭への支援

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
①障がい児家庭への生活支援	保健福祉課 福祉係	A
◇居宅介護（ホームヘルプサービス）等の障害福祉サービスの提供及び日中一時支援事業等の地域生活支援事業を提供することにより、障がい児家庭の生活の安定を図る事業です。 ◆障害福祉サービスや地域生活支援事業については、第５期山辺町障がい福祉計画・第１期山辺町障がい児福祉計画で数値目標を設定し、一定の成果が出ています。 ◆今後も継続して実施していきます。		
②障がい児保育の充実	保健福祉課 保育所	A
◇発達障がいなどの軽度の障がいがある乳幼児について、保育所で保育できるよう障がい児保育の充実に取り組む事業です。 ◆保育所において障がい児の受け入れを行いました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
③放課後児童健全育成事業による障がい児受け入れ	保健福祉課 子育て支援係 教育課 学校教育係	C
◇放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れの充実に取り組む事業です。 ◆補助金を活用しながら、支援員の配置に努め、障がい児の受け入れを行いました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
④障がい児虐待の早期発見・対応体制の構築	保健福祉課 子育て支援係・福祉係 教育課 学校教育係	C
◇障がい児虐待についても児童虐待と同様に予防と早期発見・対応の推進体制の構築に取り組む事業です。 ◆要保護児童対策地域協議会を中心として、児童虐待と同様の対応を行っています。		

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
⑤各種障がいに合わせてサービスの提供	保健福祉課 福祉係	C
◇障がいに対する相談や障がいに合わせて障害福祉サービスを提供する事業です。 ◆現在、町内に障害福祉サービス事業所はありませんが、近隣市町の事業者を利用できるように支援しています。 ◆今後も継続して実施していきます。		
⑥経済支援	保健福祉課 子育て支援係	B
◇障がいのある子どもの生活基盤を経済的に支援するため、特別児童扶養手当の申請受付などを行う事業です。 ◆特別児童扶養手当の申請により、適切に支給されました。 ◆今後も継続して実施していきます。		

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

基本目標Ⅱ 子育てと仕事の両立を支援するための社会づくり



推進施策 1 職業生活と家庭生活の両立支援

現状と課題

- 我が国では女性の社会進出が進み、子育て家庭の共働きが増加しています。
- 本町でも子育て家庭の共働きが多くなっており、ニーズ調査結果から就労状況を見ると、就学前児童の母親、小学生の母親ともに約8割が就労中となっています。このような中で、主に子育てを行っている人の状況をみると、「父母ともに」の割合が就学前児童で52.8%、小学生で53.8%と最も高くなっています。このことから、男性も育児に参加している状況がうかがえます。
- 育児休業・介護休業制度などが導入され、利用する人は年々増加してきています。しかし、経済状況などの悪化にともなって、企業の経営基盤が不安定となり、育児休業を取りにくいことや理解を得ることが難しいことなどが課題となっています。また、我が国では、平成不況により、若者の契約社員などに代表される雇用形態の不安定化により、結婚や家族を持つことに不安を抱えてしまうなど、晩婚化・少子化が急速に進む要因となっています。このような状況を改善するためには、町民や事業主などが仕事と家庭・子育てを両立（ワーク・ライフ・バランス）するための意識の醸成に取り組むことが重要です。仕事と結婚・子育ての調和を図るため、事業主などに育児・介護休業制度の周知を図るとともに、国・県・関係機関と連携を図りながら、仕事と結婚・子育てを両立できる環境づくりを推進することが大切です。
- 子育て世帯における育児に関する経済的負担は、年々増加傾向にあり、少子化の一つの要因と言われています。経済的な負担の軽減を図るため、経済的な支援の充実に取り組むことが重要です。特にひとり親家庭に対しては、安定した生活を営むことができるよう自立するための就労支援や経済的支援が大切です。

今後の方策

施策（１）父親の家庭、地域生活の積極的参画の推進

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
①家庭と仕事の両立支援に向けた環境づくりへの啓発活動の充実	保健福祉課 子育て支援係 産業課 商工観光係	B
◇町内の事業所を対象に、就労者の育児や介護等の家族的責任に対する理解と協力を図る広報啓発の充実、就労者の家庭と仕事の両立に十分配慮した多様かつ柔軟な働き方の選択を可能とするための啓発・普及、人材の募集・採用の公平・公正性について企業内研修会等での普及・定着等、子育てと仕事の両立を支援するための啓発活動の充実を図る事業です。 ◆商工会を通じ、事業所への広報啓発活動を行いました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
②男女共同参画に関する広報・啓発の推進	政策推進課 情報統計係 保健福祉課 子育て支援係 教育課 学校教育係・社会教育係	C
◇家事・育児・介護等、家庭生活の全般にわたる性別役割分担意識の解消と、男女共同参画の視点に立つ豊かな家庭生活の実現を目指し、様々な機会や媒体を通じて男女共同参画の考え方に関する広報・啓発を行う事業です。 固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女平等の視点に立った意識を培うため、家庭教育をはじめ学校教育や社会教育における男女平等教育を推進します。 ◆毎年、男女共同参画週間に合わせて広報紙での特集やパネル展を実施するなど、男女共同参画の考え方に関する広報・啓発に努めています。また、県による企業への支援制度やイクボス推進に関する制度などの周知に関して、町としても広報活動に努めました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
③男女共同参画推進の整備	政策推進課 情報統計係	C
◇男女共同参画計画の策定にともない、町民団体や関係各課と連携した制度の整備に取り組む事業です。 ◆各種団体からの推薦委員と公募委員からなる山辺町男女共同参画推進委員会を組織し、年1回の会議で進捗状況や事業等への意見収集を行い、また、男女共同参画の取組について各課と連携し、計画の推進に努めることができました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
④男女共同参画に関する活動団体の育成・支援	政策推進課 情報統計係	C
◇男女共同参画に関する活動を行う町民団体等の育成と、その活動の支援に取り組む事業です。 ◆町の独自講座を年1回開催し、町民一般への周知だけでなく各種団体へ直接参加を呼びかけて実施することにより、各種団体の男女共同参画に関する意識・取組が深まるよう努めました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
⑤家庭内暴力（DV）の防止・周知の推進	政策推進課 情報統計係 保健福祉課 子育て支援係 教育課 学校教育係	C
◇家庭内暴力（DV）等の防止と広報紙等によるDVの防止や早期発見・対応を行う事業です。 ◆DVに関する研修等での情報収集に努めるとともに、町広報紙での記事掲載や外部からのチラシを公民館等を通じて配布する等、DVに係る情報発信に努めました。 ◆今後も継続して実施していきます。		

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
⑥小学校における人権教室の推進	総務課 庶務係 保健福祉課 子育て支援係 教育課 学校教育係	B
◇小学生を対象とした人権教室において、相手への思いやりの心や、生命の尊さを体得するための活動を支援する事業です。 ◆人権の花運動、人権書道展及び人権作文等の事業実施により、町内小中学生の人権擁護意識の向上につなげることができました。 ◆今後も継続して実施していきます。		

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

施策（２）子育てしやすい就労環境づくり

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
①労働時間短縮への働きかけ	産業課 商工観光係	B
◇町内の事業所を対象に、労働時間短縮を促進するため、国・県の普及パンフレットや資料の配布などにより週40時間労働制に関する啓発・広報活動を行う事業です。 ◆商工会を通じ、事業所への広報啓発活動を行いました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
②フレックスタイムや在宅就労などの就労形態の多様化への働きかけ	産業課 商工観光係 保健福祉課 子育て支援係	B
◇町内の事業所を対象に、家庭と仕事の両立を図り、ゆとりある生活が送れるよう、フレックスタイム制や子育て期の短時間勤務、在宅就労など多様な就労形態導入の働きかけを行う事業です。 ◆商工会を通じ、事業所への広報啓発活動を行いました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
③育児・介護休業制度の普及啓発と取得推進に向けた働きかけ	産業課 商工観光係	B
◇事業主を対象に、育児・介護休業制度に関する広報・周知に努めるとともに、育児休業の取得や職場復帰がしやすい環境の整備、育児休業給付制度の適切な運用についての広報・周知に取り組む事業です。 ◆商工会を通じ、事業所への広報啓発活動を行いました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
④再雇用制度への働きかけ	産業課 商工観光係	B
◇事業主等に、育児・介護休業など各種制度の定着と利用しやすい環境づくりの促進、再雇用制度の導入等に関する啓発活動の推進を行う事業です フレックスタイム制、短時間勤務制度などの柔軟な勤務体制の導入、求人制限廃止等の啓発を行い、再就職の機会拡充を図ります。 ◆商工会を通じ、事業所への広報周知を行いました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
⑤再雇用・再就職の促進を図る相談、情報・学習機会の提供	産業課 商工観光係	B
◇出産や育児により一時退職した女性の再就職を支援するため、関係機関と連携し、再就職に関する相談や情報・学習機会の提供等を行う事業です。 ◆商工会を通じ、事業所への広報啓発活動を行いました。 ◆今後も継続して実施していきます。		

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

施策（3）企業等の子育て家庭支援推進の働きかけ

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
①事業所内保育施設設置への働きかけ	保健福祉課 子育て支援係 産業課 商工観光係	B
◇町内の事業所を対象に、勤務が不規則な就業者の子育てを支援するため、事業所内保育施設の設置を推進する事業です。 ◆商工会を通じ、事業所へ働きかけを行いました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
②職場の理解と協力体制の広報・啓発	産業課 商工観光係	B
◇事業主・従業員の職場における問題に対処するため、町内の商工関係団体等と連携し、労働問題（育児休業制度取得等）や事業所内保育所設置等の周知と講演会等の開催により、子育て家庭への支援を行う事業です。 ◆商工会を通じ、事業所への広報啓発活動を行いました。 ◆今後も継続して実施していきます。		

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

施策（4）子育て家庭の負担軽減

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
①子育て家庭への支援の充実	保健福祉課 子育て支援係 教育課 学校教育係 町民生活課 国保医療係	A
◇保育料の軽減、児童手当の給付、子育て支援医療費助成事業（中学生まで）等により、子育て家庭における経済的負担の軽減に向けた支援の充実を図る事業です。 ◆各種手当や助成事業により、子育て家庭の経済的負担を軽減することができました。 ◆今後も継続して実施していきます。		

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

施策（5）ひとり親家庭などの自立支援

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
①子育ての支援・サービスの充実	保健福祉課 子育て支援係	B
◇保育所入所における配慮、放課後児童クラブ優先利用、母子家庭日常生活支援（母子生活支援施設措置事業）等により、母子・父子家庭等を対象とした子育て支援サービスの充実を図る事業です。 ◆保育所入所におけるひとり親家庭への配慮を行い、サービスの充実を図りました。 ◆今後も継続して実施していきます。		

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
②自立・就業支援	保健福祉課 子育て支援係 産業課 商工観光係	B
◇母子自立支援員の設置や、母子・父子家庭等への就業支援の充実を図る事業です。 ◆商工会を通じ、事業所への広報啓発活動を行いました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
③経済支援	保健福祉課 子育て支援係 町民生活課 国保医療係	A
◇母子福祉資金の貸付、母子・父子福祉対策資金（母子・父子福祉対策資金貸付事業）、母子・父子家庭医療費助成、児童扶養手当の給付等により、母子・父子家庭等への経済的支援の情報提供及び給付等を行う事業です。 ◆ひとり親家庭医療費助成事業を実施し、18歳以下の子どもを有する母子・父子家庭に対して医療費の自己負担額を助成することでひとり親家庭の経済的自立の支援が図られました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
④関係機関・団体との連携	保健福祉課 子育て支援係	A
◇社会福祉協議会等と連携し、各種事業への支援を行う事業です。 ◆社会福祉協議会や東南村山地域生活自立支援センター、ハローワーク等と連携しながら、ひとり親支援を行いました。 ◆今後も継続して実施していきます。		

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

基本目標Ⅲ 子どものための福祉と教育の充実

推進施策1 子育てを支援する生活環境の整備

現状と課題

子育て家庭が安心してのびのびと子育てをするためには、良質な住環境を確保することが重要です。また、天候に左右されずに遊ばせることができる施設も必要です。

ニーズ調査結果によると、子育て環境の支援に関して「遊び場を増やして欲しい」という意見が保育サービスの充実の次に多く挙げられています。

また、住宅は、生活の基盤であり、家庭にとってかけがえのない空間です。子どもがのびのびとゆとりを持って生活でき、安心して子育てできる住宅の提供が求められています。

さらに、妊産婦や子どもたちが、安全で快適に生活していくうえで、公的施設のバリアフリーを進める必要があります。

本町では、良質な住環境の整備と宅地を確保する取組を実施しています。また、子育て家庭が安心して遊べる公園などの整備にも取り組んでいます。

今後の方策

施策（１）安心して外出できる環境の整備

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
①公的施設のバリアフリー化の推進	建設課 道路河川係 保健福祉課 子育て支援係 教育課 社会教育係	A
◇子ども連れや妊産婦などの子育て家庭が安心して外出できるよう、通路や駐車場などの公共施設のバリアフリー化を推進する事業です。 ◆町道はバリアフリー、公共施設はベビーカーでほぼ出入りできます。 公民館はほぼバリアフリー対応していますが、屋内で対応していない箇所があります。 ◆未整備となっている箇所のバリアフリー化推進に努めます。		

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施



推進施策２ 子どもの安全の確保

現状と課題

- 子どもの安全・安心の確保は、子育てしていくうえで最も重要なことです。子どもが交通事故や連れ去り犯罪に遭わないようにするためには、子ども自身に防犯の習慣をつけさせるとともに、地域社会全体で子どもを見守り、支援する取組が必要です。
- 本町では、保育所・幼稚園及び全小学校で交通安全教室を実施し、交通ルールや安全な自転車の乗り方などの指導に取り組んでいます。また、子どもの小学校への入学時期に、交通指導員や各種団体等と連携し、重点交通安全指導や街頭指導などを行っています。今後も、子どもへの交通安全教育を推進するとともに、交通指導員や交通安全母の会などと連携した交通安全指導に取り組むことが重要です。また、通学路の危険箇所を子どもが認識しながら通学できるよう継続して交通安全教育に取り組むとともに、関係機関と連携した危険箇所の改修や情報提供に取り組むことが大切です。
- 近年、全国的に局地的豪雨や地震などの災害により、災害に弱い子どもなどが犠牲となったり、ケガをしてしまう事例が多発しています。乳幼児や妊産婦など災害により被害に遭う可能性の高い人が迅速に避難できる仕組みづくりや体制づくりに取り組むことが重要です。
- 「子ども110番の家普及・支援」は、防犯の観点から子どもの見守りとして有効な活動であることから、今後、実施することが望まれます。
- 「保護者への助言」は、第一期計画期間内には該当する事案がありませんでしたが、有事の際には適切な対応ができるよう、関係機関との連携強化が必要です。

今後の方策

施策（１）交通安全教室の推進

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
①交通安全教育事業	町民生活課 生活環境係 教育課 学校教育係	A
◇子どもの交通事故防止のため、交通安全教室・交通ルール指導・自転車実技指導を行い、交通安全思想の普及・啓発を行う事業です。 ◆交通安全専門指導員による交通安全教室を実施しました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
②交通安全運動	町民生活課 生活環境係 教育課 学校教育係	A
◇子どもの交通安全確保のため、交通指導員及び各種団体の活動による交通安全の現場指導を通じ、町民への交通安全意識の啓発を行う事業です。 ◆交通指導員による現場指導を実施しました。 ◆今後も継続して実施していきます。		

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
③交通安全団体の育成	町民生活課 生活環境係 教育課 社会教育係	A
◇学校における交通安全教室への支援や交通安全に関する団体の育成や、町内会や子ども会などの自主交通安全組織の育成・支援に取り組む事業です。 ◆運転者会、交通安全母の会、かもしかクラブに補助金を交付し、団体の活動を支援しました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
④交通安全関係団体との連携	町民生活課 生活環境係 教育課 学校教育係	A
◇警察署・交通安全協会・交通指導員・交通安全母の会や関係機関・団体との連携・協働による交通安全教室を実施する事業です。 ◆関係機関・団体と連携し交通安全教室の開催や啓発活動を実施し、春・秋の交通安全運動月間を中心とした交通安全の指導・啓発、マナーの向上等、効果的な指導・取締り等の情報交換、研修の充実を図ることができました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
⑤通園・通学路の安全点検	町民生活課 生活環境係 教育課 学校教育係	B
◇学校、PTA等との連携による保育所、幼稚園、学校の通園・通学路の安全点検を推進する事業です。 ◆PTAから要望のあった通学路の交通安全について現地を確認し、警察と協議するなどの対応を行いました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
⑥チャイルドシート着用の啓発	町民生活課 生活環境係	A
◇かもしかクラブや幼稚園などでのチャイルドシート装着指導による普及・啓発を図る事業です。 ◆かもしかクラブや交通安全教室での普及・啓発を行うことができました。 ◆今後も継続して実施していきます。		

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

施策（２）地域での自主防犯・防災体制づくりの推進

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
①自主防犯体制づくり	町民生活課 生活環境係	A
◇防犯パトロール活動、防犯環境の整備等により、地域での自主防犯組織の育成を図り、地域において適切で迅速な対応ができる体制づくりを推進する事業です。 ◆防犯協会各支部に助成金を交付し、団体の活動を支援することができました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
②防災体制づくり	防災対策課 危機管理係 保健福祉課 福祉係	C
◇地域の自主防災組織の育成を図り、地域において適切で迅速な対応ができる体制づくりを推進する事業です。 ◆2019（平成31）年3月末現在で、自主防災組織67組織90.2%の組織率となっています。 ◆組織率100%に向け、今後も継続して実施していきます。		

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

施策（３）犯罪・事故などの被害から守るための活動の充実

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
①関係機関・団体との連携・活動	町民生活課 生活環境係 教育課 学校教育係	B
◇PTA等の学校関係者や少年補導員等の関係機関・団体が連携し、学校付近や通園・通学路、公園・広場の地域環境における防犯活動を推進する事業です。 ◆防犯協会各支部、青色防犯パトロール登録者による定期的なパトロールを実施することができました。 ◆今後も継続して実施していきます。		

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

施策（４）防犯教育・防犯運動の推進

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
①防犯教育・啓発	町民生活課 生活環境係 教育課 学校教育係	A
◇防犯教室・研修会、防犯の情報提供等により、子どもが犯罪の危険を判断するための防犯教育を推進するとともに、防犯に関しての意識の啓発に取り組む事業です。 ◆防犯協会で研修会の開催や、登録制メールにて防犯情報の配信を行いました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
②子ども110番の家普及・支援	町民生活課 生活環境係 教育課 学校教育係	D
◇子どもが犯罪などに遭いそうな時や遭った時の緊急避難場所となる「子ども110番の家」の設置推進・マニュアル活用等により、「子ども110番の家」の普及と支援に取り組む事業です。 ◆事業の見直しを図り、今後実施に向け検討していきます。		
③危険情報のメール送信による周知	町民生活課 生活環境係 教育課 学校教育係	A
◇保護者に、不審者などの情報をメールで送信し、適切な対応がとれるよう情報提供を行う事業です。 ◆各学校主体で保護者に対して周知しています。 ◆今後も継続して実施していきます。		

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

施策（５）犯罪被害などにあった子どもの保護の推進

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
①関係機関・団体との連携	総務課 庶務係 町民生活課 生活環境係 教育課 学校教育係	B
◇警察署、被害者支援連絡協議会等の関係機関・団体と連携した支援を行う事業です。 ◆子どもの保護に至る該当事案はありませんでした。 関係機関等のリーフレットを窓口で掲示、配布しました。 ◆連携体制の強化・改善を推進しながら、今後も継続して実施していきます。		
②子どもへのカウンセリング	保健福祉課 保健指導係 教育課 学校教育係	B
◇福祉・教育・保健関係機関や警察等と連携し、子どもに対するカウンセリングを行う事業です。 ◆県のカウンセラーを山辺中学校に配置しているほか、教育相談室にもカウンセラーを配置し、児童に対するカウンセリングを随時受け付けています。 ◆事業の見直しを図り、今後も継続して実施していきます。		
③保護者への助言	町民生活課 生活環境係 教育課 学校教育係	C
◇警察等の関係機関と連携し、被害に遭った子どもの保護者に対する助言を行う事業です。 ◆保護者への助言が必要な該当事案はありませんでした。 ◆今後も継続して実施していきます。		

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

推進施策３ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

現状と課題

- 我が国では、少子化・核家族化の進展とともに、身近なところに赤ちゃんが少なくなったため、子どもと遊んだり世話をするなどのふれあう機会がないまま、親になる世代が増えています。乳幼児とふれあう機会の減少は、遊び方などの体験不足につながり、子どもを持ったときの養育力に影響を与えることが懸念されます。
- 本町では、「赤ちゃんが先生事業」により、赤ちゃんが小中学校を訪問し、乳幼児とのふれあいを通じて、子どもを産み育てる意義や子育ての楽しさを学ぶ機会づくりに取り組んでいます。
- さらに、社会情勢が大きく変化するなかで子どもが大人になったときに、自ら学び考え行動する「生きる力」を育むことが重要です。学校と地域の協働で実状に応じた、子ども一人ひとりに適したきめ細やかな指導を充実し、学校の活性化を推進することが大切です。
- 核家族の進行や共働き家庭の増加は、子どもと保護者のふれあう時間の減少や家庭で子どもを教育する時間の減少を意味します。家庭教育は、子どもの教育の出発点であり、基本的な倫理観や社会的マナー、自制心などを育むうえで非常に重要なこ

とから、保護者へ家庭での教育に関する重要性について広報などによる意識の醸成に取り組むことが重要です。また、我が国では価値観の多様化が進み、子育て家庭と近隣住民などとの関係が希薄化し、地域住民が子育てに関わる機会が減少してきています。子どもを地域社会全体で育む観点から、子育て家庭・地域・学校が連携し、地域全体で子育てに取り組む仕組みづくりが重要です。

○スマートフォン等の普及に伴い、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化しています。ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）によるいじめ、自殺、児童を標的にした誘拐、監禁事件が続発しており、自治体、学校現場、保護者、警察が連携して、不審者情報の共有やSNS利用の際の注意点や情報モラルについて研修や、広報啓発活動が必要です。

○「子どもを取り巻く有害環境対策の推進」は、有害サイト等に関連した犯罪の防止活動を実施しなかったため、今後関係機関と協議し、講演会の開催等の実施について検討する必要があります。

今後の方策

施策（１）子育て意識の育成

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
①地域で次代を担う親育ちの環境づくり	保健福祉課 保健指導係 教育課 社会教育係	A
◇家庭教育や子育てを行う親を対象とした講演会の開催等、子育てに関する具体的な支援方法を学習する機会づくりについて検討したり、各関係機関との連携体制を構築し、地域で次代を担う親育ちの環境づくりに取り組む事業です。 ◆幼稚園において家庭教育講演会等を実施し、子育てについて学習する機会を提供できました。子育てに関する情報共有ができる場を提供することができました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
②世代間ふれあい交流の機会創出	保健福祉課 保健指導係 教育課 社会教育係	A
◇中学・高校生が、保育所や幼稚園、放課後児童の小学生とふれあう機会の創出を行う事業です。 ◆社会教育として、中学生ボランティアサークル「ミルク」による事業として、小学生以下を対象とした『ミルクまつり』による、工作遊び体験を行い、小学生と触れ合っているほか、幼稚園を訪問し、ゲーム等により子どもたちとふれあう機会を創出することができました。 ◆事業の見直しを図り、今後も継続して実施していきます。		

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

施策（２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
①確かな学力の向上	教育課 学校教育係	B
◇子どもが社会の変化の中で主体的に生きることができるよう、基礎的な知識や人間関係を構築する力をもとより、学ぶ意欲・思考力、問題解決能力まで含めた確かな学力を身につける取組を推進する事業です。 ◆学習内容の評価、研究研修の充実、多元的評価の推進、特別支援教育の充実、進路指導、国際理解教育、就学環境の整備等の取組を行いました。 全国学力・学習状況調査において、小学校では改善が見られ、中学校では良い結果を得ることができました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
②豊かな心の育成	教育課 学校教育係	B
◇子どもの豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善を推進する事業です。 ◆福祉教育、環境教育、ふるさと教育、道徳教育、体験活動、不適応対策等の取組を行いました。 特別支援教育、教育相談の充実により、どの学校も落ちついた学校経営を行うことができました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
③健やかな体の育成	保健福祉課 保健指導係 教育課 学校教育係	A
◇子どもたちが生涯にわたってスポーツに親しむことができるように、学校体育・学校保健・学校給食の面における環境の充実を図る事業です。 ◆各学校が主体となり、スポーツに関わりやすい環境を作っているほか、陸上競技会等の行事を通して生涯にわたってスポーツに興味を持てる場を提供することができました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
④信頼される学校づくり	教育課 学校教育係	B
◇情報教育、施設整備、生徒指導等により、家庭や地域社会に開かれた信頼される学校づくりを推進する事業です。 ◆保護者の意見を取り入れた学校評価をすべての小中学校で実施し、公表することができました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
⑤幼児教育の充実	保健福祉課 子育て支援係 教育課 学校教育係	B
◇幼稚園と小学校が連携した体制を構築し、幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園における子育て支援の充実、幼稚園や保育所と小学校との連携の推進等による幼児教育の充実を図る事業です。 ◆スクールクラスター連携協議会を中心として、幼児期からの切れ目のない支援体制が各機関と連携の上、構築されています。 ◆中学・高校生が幼児等とふれあう異年齢交流機会の一層の充実に努めます。		

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

施策（３）豊かなつながりの中での家庭教育の支援の充実

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
①スポーツ環境の整備	教育課 社会体育係	A
◇スポーツ活動の拠点となる体育施設や学校開放の実施、スポーツ指導体制の整備、子どもの健全育成施設への体育指導員の派遣活用、身体に障がいのある方々と一緒にスポーツのできる場の提供等を行う事業です。 ◆山辺町中央公園体育施設を中心に、スポーツ推進員、山辺町体育協会、山辺の里スポーツクラブと連携し、各種大会、教室等を開催し、スポーツ環境の整備を図ることができました。 ◆今後も継続して実施していきます。		

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

施策（４）子どもの健全育成活動の推進と啓発

事業名	主な所管	評価
◇事業内容 ◆現状、今後の方策等		
①子どもの健全育成活動の推進と啓発	教育課 社会教育係	A
◇子どもの健全育成に関する相談体制や情報提供の充実、街頭巡回指導や広報等による環境づくりに関する意識の向上、有害広告物や有害物品の販売機などの撤去活動、読み聞かせ等を推進する事業です。 ◆青少年育成町民会議による夏季・春季休暇の巡回活動や有害図書調査、善行者への表彰等、子どもの健全育成に努めることができました。また、学校や図書室における読み聞かせを通して、豊かな心の醸成に努めました。 ◆今後も継続して実施していきます。		
②子どもを取り巻く有害環境対策の推進	教育課 社会教育係	C
◇スマートフォン等の普及に伴う有害サイトを通じた犯罪を防止するため、「青少年インターネット環境整備法」等に基づき、地域住民や関係機関・団体との連携協力の強化による、青少年のインターネットの適切・安全・安心な利用や保護者に対する普及啓発の推進を図る事業です。 ◆学校における保護者研修会等により、安心・安全な利用の啓発を図りました。 ◆今後は、講演会の開催等、関係機関と協議し実施の検討を図ります。		

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施



第5章

子ども・子育て支援事業の展開

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育事業等の提供区域

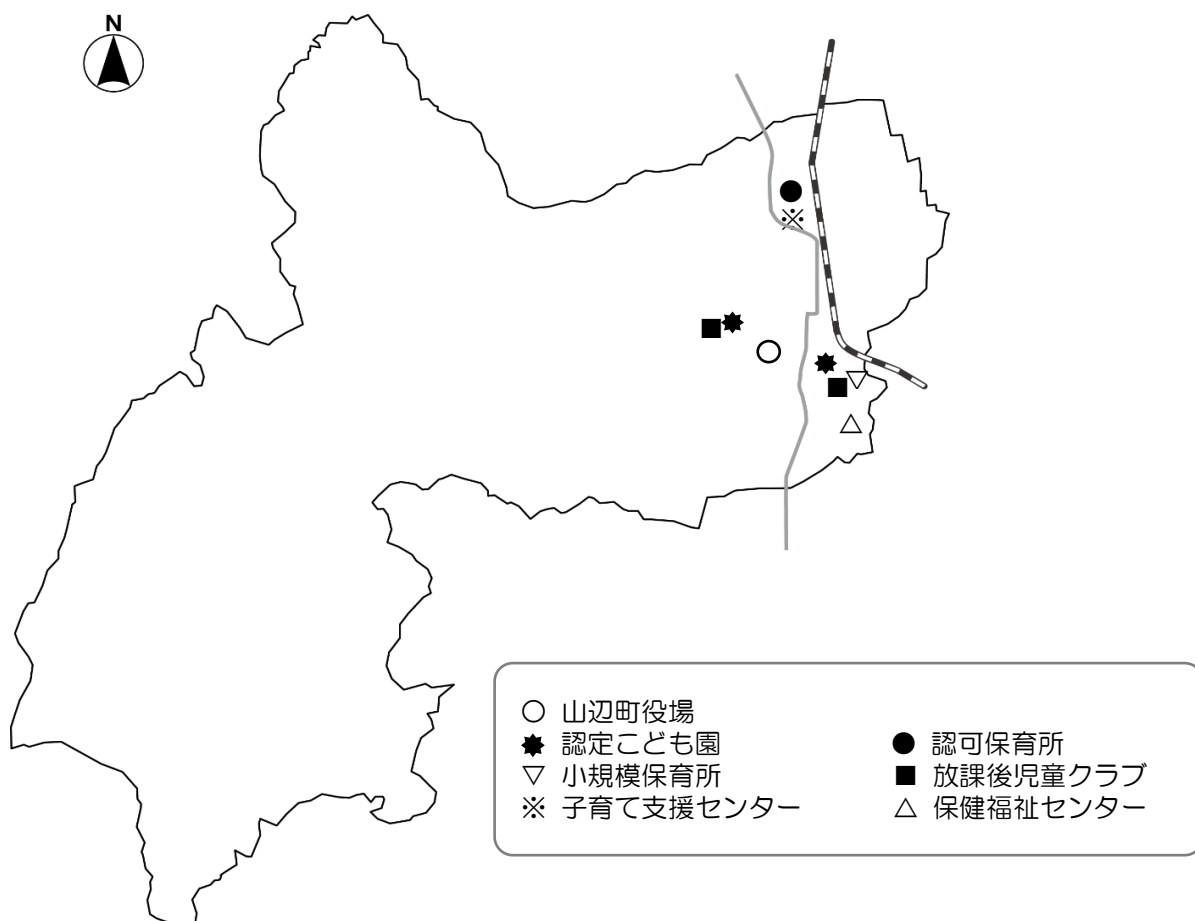
子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

教育・保育提供区域の考え方は、次のとおりです。

- ①地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案したものであること。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分ごと、又は事業ごとに設定することができる。

本町では、区域内の児童数や施設の規模、現在の教育・保育の利用状況等を勘案して、町全域を1つの区域として定めることとします。

■ 山辺町子ども・子育て支援事業関連施設の位置図

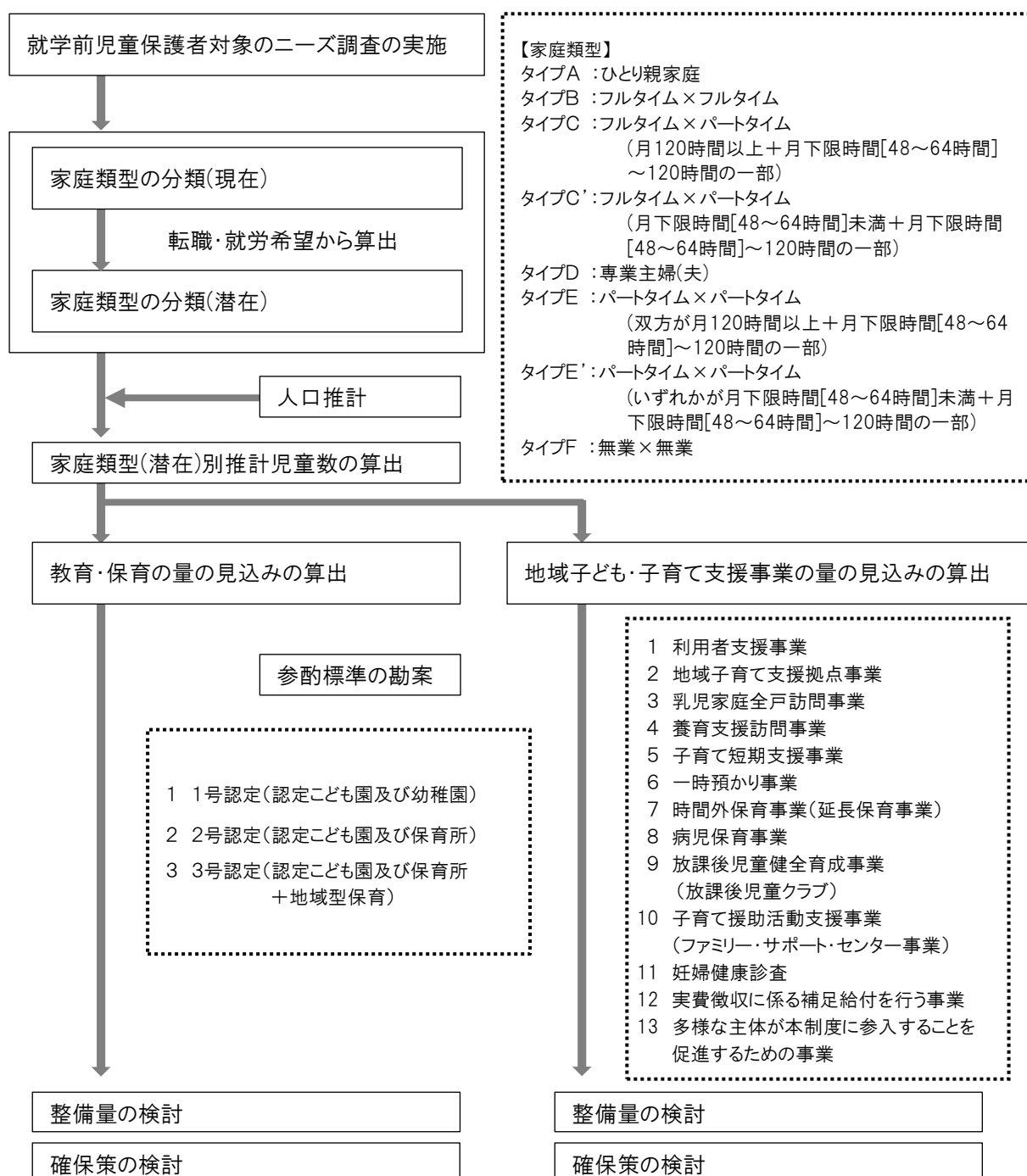


2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



（２）子ども人口の推計

本町の子ども人口の推計について、０～５歳では２０１７（平成２９）年の５９１人から２０２４（令和６）年には４５７人と推計され１３４人（２２．７％）の減少が予測されています。一方、６～１１歳においても２０１７（平成２９）年の７８８人から２０２４（令和６）年には６６１人と推計され、１２７人（１６．１％）の減少が予測されています。

■ 子ども人口の推移と推計

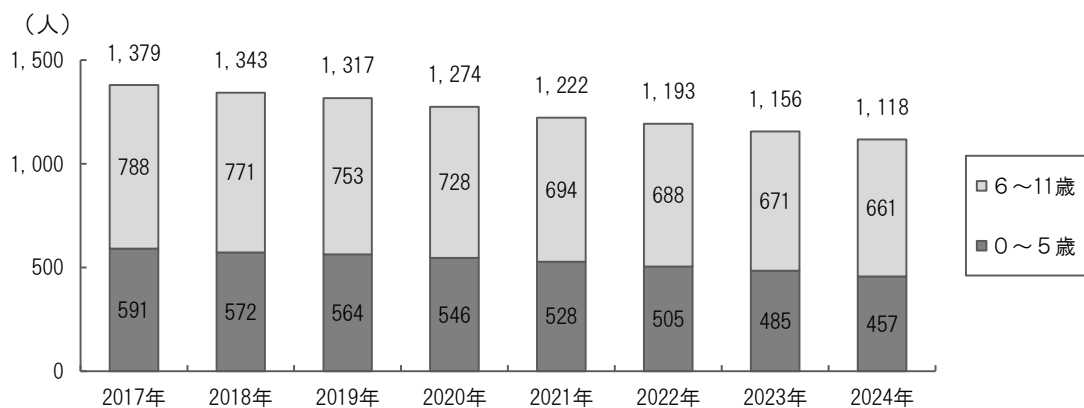
単位：人

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
０～11歳	1,379	1,343	1,317	1,274	1,222	1,193	1,156	1,118
0歳	87	90	73	76	73	70	68	66
1歳	96	86	92	75	78	75	71	69
2歳	94	97	90	96	78	81	78	74
3歳	104	97	99	92	98	79	82	79
4歳	93	106	102	103	96	102	82	85
5歳	117	96	108	104	105	98	104	84
0～5歳	591	572	564	546	528	505	485	457
6歳	118	119	100	112	108	109	102	108
7歳	115	123	121	103	115	111	112	105
8歳	147	118	123	122	104	116	112	113
9歳	141	146	120	124	123	105	117	113
10歳	126	140	147	120	124	123	105	117
11歳	141	125	142	147	120	124	123	105
6～11歳	788	771	753	728	694	688	671	661

資料：2017年～2019年は、住民基本台帳（各年3月31日）

2020年～2024年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年3月31日）

■ 子ども人口の推計



(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

単位：％

家庭類型	説 明	現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	7.1	7.1
タイプB	フルタイム×フルタイム	56.9	62.9
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	18.4	15.0
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	6.0	7.5
タイプD	専業主婦（夫）	11.6	7.5
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.0	0.0

そして、2020（令和2）年度～2024（令和6）年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■ 推計年度別の児童数（0～5歳）

単位：％（潜在割合）、人（児童数）

家庭類型	潜在割合	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
タイプA	7.1	39	38	36	35	33
タイプB	62.9	343	332	318	305	288
タイプC	15.0	82	78	75	73	68
タイプC'	7.5	41	40	38	36	34
タイプD	7.5	41	40	38	36	34
タイプE	0.0	0	0	0	0	0
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)	100.0	546	528	505	485	457

3 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 施設型事業

① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。幼保連携型は、認定こども園法に基づく学校及び児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけを持ち、教育及び保育を一体的に提供する施設です。幼稚園型は、幼稚園に保育所の機能を併せ持つ施設です（児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけは持ちません）。保育所型は、保育所に幼稚園の機能を併せ持つ施設です（学校教育法に基づく学校としての法的位置づけは持ちません）。また、地方裁量型は、幼稚園・保育所のいずれの認可もない施設が、地域の教育・保育施設として必要な機能を果たすものです。

現状と課題

○2019（平成31）年度より「やまべ幼稚園」が幼稚園型認定こども園に、2020（令和2）年度より「ゆりかご幼稚園」が幼保連携型認定こども園へ移行することにより、認定こども園の幼稚園部門の利用が見込まれます。

○市内の幼稚園が認定こども園に移行したことにより、施設利用の選択肢が広がり、子育て支援の充実が図られます。

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「幼稚園」は45.9%、「認定こども園」は1.2%となっています。

■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実利用者数	238	234	250	249	202
1号認定	198	164	168	167	140
2号認定	40	70	82	82	62
②第一期計画提供量	340	340	340	270	233
1号認定	230	230	230	180	157
2号認定	110	110	110	90	76
②－①	102	106	90	21	31

※2019年度実績は見込み値



■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保方策

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	120	120	120	110	110
1号認定	90	90	90	85	85
2号認定	30	30	30	25	25
②確保方策	120	120	120	110	110
特定教育・保育施設	110	110	110	110	110
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
町外施設での受入	10	10	10	0	0
②－①	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○幼稚園から認定こども園へ移行し、より一層、教育施設の充実を図るため支援していきます。

② 保育施設（認定こども園、認可保育所）

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。

認可保育所は、保護者の就労や親族の介護などで、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。

現状と課題

- 認可保育所の利用希望が多く、幼稚園が認定こども園へ移行したことにより、保育の受け皿が広がりました。
- 3歳未満児の保育ニーズが増加傾向にあります。
- 町独自の保育料軽減策として、乳幼児を認可外保育施設に入所させている保護者に対し、申請により保育料の助成を行っています。
- ニーズ調査結果から平日に定期的な教育・保育事業を利用している就学前児童のうち、35.1%が「認可保育所」を利用しています。また、本町には「認可外保育施設」の設置がないものの、4.1%が利用しています。

■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実利用者数	140	157	152	150	191
2号認定	75	78	72	66	97
3号認定	65	79	80	84	94
0歳	15	23	20	20	18
1・2歳	50	56	60	64	76
②第一期計画提供量	144	165	164	142	166
2号認定	62	73	73	61	67
3号認定	82	92	91	81	99
0歳	18	19	19	20	23
1・2歳	64	73	72	61	76
②－①	▲4	8	12	▲8	▲25

※2019年度実績は見込み値



■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の量の見込みと確保方策

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	291	285	280	274	269
2号認定	175	170	165	160	155
3号認定	116	115	115	114	114
0歳	26	27	27	27	27
1・2歳	90	88	88	87	87
②確保方策	269	269	269	269	269
特定教育・保育施設	250	250	250	250	250
2号認定	171	171	171	171	171
3号認定	79	79	79	79	79
0歳	9	9	9	9	9
1・2歳	70	70	70	70	70
地域型保育	19	19	19	19	19
3号認定	19	19	19	19	19
0歳	9	9	9	9	9
1・2歳	10	10	10	10	10
②－①	▲22	▲16	▲11	▲5	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○認定こども園への移行により保育施設が増えたことに伴い、より一層、保育施設の充実を図るため支援していきます。 ○3歳未満児の受け入れ強化のため、保育士の確保に努めます。 ○認可外保育施設へ入所している児童の保護者に対し、引き続き保育料の助成に努めます。

(2) 地域型保育事業（再掲）

① 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業です。

現状と課題

○現在、本町には「小規模保育事業A型」の事業所が1施設あります。

○ニーズ調査の結果から就学前児童の利用状況をみると、5.0%が「小規模保育事業」を利用しています。

■ 小規模保育事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	—	19	19	19	21
2号認定	—	—	—	—	—
3号認定	—	19	19	19	21
0歳	—	9	5	6	6
1・2歳	—	10	14	13	15
②第一期計画提供量	—	—	—	—	—
②－①	—	▲19	▲19	▲19	▲21

※2019年度実績は見込み値



■ 小規模保育事業の量の見込みと確保方策

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	19	19	19	19	19
2号認定	—	—	—	—	—
3号認定	19	19	19	19	19
0歳	9	9	9	9	9
1・2歳	10	10	10	10	10
②確保方策	19	19	19	19	19
②－①	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

② 事業所内保育事業（企業主導型保育施設）

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

現状と課題

- 現在、町内では実施していない事業です。
- ニーズ調査の結果から就学前児童の利用状況をみると、本町には「事業所内保育施設」の設置がないものの、2.9%が利用しています。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は需要動向等をみながら、事業実施について検討します。

③ 家庭的保育事業

保育者の家庭などで子どもを保育するサービスです。

現状と課題

- 現在、町内では実施していない事業です。
- ニーズ調査結果をみると、2.8%が利用を希望しています。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は需要動向等をみながら、事業実施について検討します。

④ 居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、子どもの家庭で保育するサービスです。

現状と課題

- 現在、町内では実施していない事業です。
- ニーズ調査結果をみると、1.1%が利用を希望しています。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後は需要動向等をみながら、事業実施について検討します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状と課題

○現在、本町では保健福祉センターにおいて、母子保健型の利用者支援事業を実施しており、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っています。

■ 利用者支援事業の利用状況の推移

単位：か所

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①必要か所数	1	1	1	1	1
基本型	—	—	—	—	—
母子保健型	1	1	1	1	1
②第一期計画提供量	0	1	1	1	1
基本型	—	—	—	—	—
母子保健型	0	1	1	1	1
②－①	▲1	0	0	0	0

※2019年度実績は見込み値



■ 利用者支援事業の量の見込みと確保方策

単位：か所

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
基本型	—	—	—	—	—
母子保健型	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
基本型	—	—	—	—	—
母子保健型	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

- 子育て支援センターにおいて、週3回の「めんごっこ広場」を開催し、自由に遊んだり、他の幼児と交流を深めたり、親同士が情報交換をしたり、子育ての不安や悩みの相談を受けたりしています。
- ニーズ調査結果から就学前児童のいる家庭の利用状況をみると、「地域子育て支援拠点事業」は4.8%、「その他山辺町で実施している類似の事業」は3.4%の利用があります。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人回

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	4,657	3,415	5,300	5,004	4,800
②第一期計画提供量	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
②－①	1,043	2,285	400	696	900

※2019年度実績は見込み値



■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

単位：人回

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
②確保方策	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
②－①	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

(2) 訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

○事業の対象となる全家庭を保健師が訪問し、発育状況の確認や予防接種等、子育てに関する情報提供を行っています。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	94	86	93	72	80
②第一期計画提供量	80	80	80	80	80
②－①	▲14	▲6	▲13	8	0

※2019年度実績は見込み値



■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	76	73	70	68	66
②確保方策	80	80	80	80	80
②－①	4	7	10	12	14

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

○産前産後における家事や育児が困難な妊産婦に対し、保健師が訪問し、相談や指導を行い、寄り添った支援を行っています。

■ 養育支援訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	0	0	0	0	0
②第一期計画提供量	1	1	1	1	1
②－①	1	1	1	1	1

※2019年度実績は見込み値



■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

(3) 通所系事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

※短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

現状と課題

○現在、本町では実施していない事業のため、利用はありませんでした。

○近隣市町村と連携を取りながら、今後、事業の実施に向けて検討していきます。

■ 子育て短期支援事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	—	—	—	0	0
②第一期計画提供量	—	—	—	2	2
②－①	—	—	—	2	2

※2019年度実績は見込み値



■ 子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策

単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	1	1	1	1
②－①	0	1	1	1	1

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○近隣市町の施設と連携を取りながら、事業実施について検討します。

② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として
 昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、
 一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状と課題

○ニーズ調査の結果から就学前児童の利用状況をみると、「幼稚園の預かり保育」が
 6.3%、「一時預かり」が1.4%となっています。

■ 一時預かり事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	9,758	12,521	13,623	14,487	14,371
幼稚園の 預かり保育	9,486	12,343	13,441	14,318	14,311
幼稚園以外の 預かり保育	272	178	182	169	60
②第一期計画提供量	15,050	15,050	15,050	15,050	15,050
幼稚園の 預かり保育	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
幼稚園以外の 預かり保育	50	50	50	50	50
②－①	5,292	2,529	1,427	563	679

※2019年度実績は見込み値



■ 一時預かり事業の量の見込みと確保方策

単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050
幼稚園の 預かり保育	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
幼稚園以外の 預かり保育	50	50	50	50	50
②確保方策	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050
幼稚園の 預かり保育	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
幼稚園以外の 預かり保育	50	50	50	50	50
②－①	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状と課題

○公立保育所と認定こども園で、同じ時間で延長保育を実施しています。

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	27	21	75	68	70
②第一期計画提供量	30	30	30	30	40
②－①	3	9	▲45	▲38	▲30

※2019年度実績は見込み値



■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保方策

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	100	100	100	100	100
②確保方策	100	100	100	100	100
②－①	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

④ 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状と課題

○町内に病児保育事業はありませんので、町外施設を利用しています。

○ニーズ調査結果から就学前児童のいる家庭の利用希望をみると、実際に「病児・病後児の保育を利用した」方は1.7%と僅かですが、父親・母親が休んで対処した方の29.9%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と希望しています。

■ 病児保育事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	0	0	0	0	0
②第一期計画提供量	0	0	66	65	64
②－①	0	0	66	65	64

※2019年度実績は見込み値



■ 病児保育事業の量の見込みと確保方策

単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	0	10	10	10	10
②－①	▲10	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○近隣市町の施設と連携を取りながら、事業実施について検討します。

(4) その他事業

① 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

○妊娠の届出を行ったすべての妊婦に、妊婦健康診査受診票を交付し、健診費用の助成を行っています。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：人回

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	1,034	1,062	983	860	1,000
②第一期計画提供量	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
②－①	166	138	217	340	200

※2019年度実績は見込み値



■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保方策

単位：人回

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1,100	1,050	1,000	1,000	950
②確保方策	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
②－①	0	50	100	100	150

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

○ニーズ調査の結果から就学前児童の利用状況をみると、「ファミリー・サポート・センター」の定期的な利用は0.4%となっています。

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の
利用状況の推移

単位：人日

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	40	210	282	244	100
小学校低学年	—	—	—	—	—
小学校高学年	—	—	—	—	—
②第一期計画提供量	60	60	60	120	120
②－①	20	▲150	▲222	▲124	20

※2019年度実績は見込み値



■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の
量の見込みと確保方策

単位：人日

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	120	120	120	120	120
小学校低学年	—	—	—	—	—
小学校高学年	—	—	—	—	—
②確保方策	120	120	120	120	120
小学校低学年	—	—	—	—	—
小学校高学年	—	—	—	—	—
②－①	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○未就学児の利用を想定していますが、就学児の利用についても必要な支援を行っていきます。

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

現状と課題

○幼児教育・保育の無償化が実施されたことにより、副食費の助成を行っています。

■ 実費徴収に係る補足給付を行う事業の量の見込みと確保方策

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	10	10	10	10	10
②－①	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

現状と課題

○必要に応じ、事業の実施について検討を行います。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○需要動向等をみながら検討します。

5 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

◆小学校低学年の場合

現状と課題

- 現在、2か所の団体に事業を委託し実施しています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の「放課後児童クラブ」の低学年時期における利用希望をみると、44.7%が利用を希望しています。
- ニーズ調査結果から小学生の「放課後児童クラブ」の低学年時期における利用希望をみると、28.9%が利用を希望しています。

■ 放課後児童クラブ（低学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	82	104	107	108	107
1年生	40	42	52	50	40
2年生	31	38	31	39	40
3年生	11	24	24	19	27
②第一期計画提供量	70	70	70	85	85
1年生	—	—	—	—	—
2年生	—	—	—	—	—
3年生	—	—	—	—	—
②－①	▲12	▲34	▲37	▲23	▲22

※2019年度実績は見込み値



■ 放課後児童クラブ（低学年）の量の見込みと確保方策

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	110	110	110	110	110
1年生	50	50	50	50	50
2年生	38	38	38	38	38
3年生	22	22	22	22	22
②確保方策	110	110	110	110	110
1年生	50	50	50	50	50
2年生	38	38	38	38	38
3年生	22	22	22	22	22
②－①	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

◆小学校高学年の場合

現状と課題

- 現在、2か所の団体に事業を委託し実施しています。また、小学校6年生までの受け入れも可能としています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の「放課後児童クラブ」の高学年時期における利用希望をみると、9.2%が利用を希望しています。
- ニーズ調査結果から小学生の「放課後児童クラブ」の高学年時期における利用希望をみると、9.5%が利用を希望しています。

■ 放課後児童クラブ（高学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	2	2	14	10	10
4年生	2	2	14	9	9
5年生	0	0	0	1	1
6年生	0	0	0	0	0
②第一期計画提供量	20	30	30	30	30
4年生	—	—	—	—	—
5年生	—	—	—	—	—
6年生	—	—	—	—	—
②－①	18	28	16	20	20

※2019年度実績は見込み値



■ 放課後児童クラブ（高学年）の量の見込みと確保方策

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
4年生	10	10	10	10	10
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
②確保方策	10	10	10	10	10
4年生	10	10	10	10	10
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

（１）認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられ、国では普及を図ることとされております。

本町では、2020年（令和2年）4月において、町内の2施設すべてが認定こども園に移行することとしており、今後もこの体制を維持できるよう努めていきます。

（２）幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的には、すべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。そのため、幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、各種研修会の的確な情報提供を行います。

また、障がいのある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

（３）質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援が求められています。そのため、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び地域子育て支援事業の確保と妊娠・出産期から学童期までの切れ目ない支援体制の確保に努め、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していけるよう支援していきます。

（４）教育・保育施設と小学校等との連携

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼児期の育ちが学びと義務教育の基盤となります。質の高い支援を行うためには、子どもの発達を保育所・認定こども園、そして小学校、更には中学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

本町では、教育・保育施設と小学校、中学校への円滑な接続を図るとともに、幼児教育と義務教育の望ましい連携の在り方を協議するため、「スクールクラスター連携協議会」を開催し、今後もその取組の充実を図っていきます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適切な支給の確保に努め、保護者への制度の案内等を的確に行うこととします。また、給付にあたっては、保護者の経済的負担や利便性及び事業運営に支障をきたすことのないよう、制度の円滑な実施に向けて努めていきます。



第6章

計画の推進・評価体制

第6章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制

本計画は福祉にとどまらず、教育、保健、住宅、道路、産業振興など、様々な分野に関わることで、また5年間の集中的・計画的な取組が必要であることから、「山辺町子ども・子育て支援推進会議」と幼稚園・保育所・学校をはじめ、地域・企業・行政等の関係機関との連携を強化していきます。

また、子ども・子育てを取り巻く社会環境や本町の社会状況の変化に適切に対応しながら、子育て家庭の実情を踏まえて、子ども・子育て施策を総合的に推進していきます。

2 計画の公表及び周知

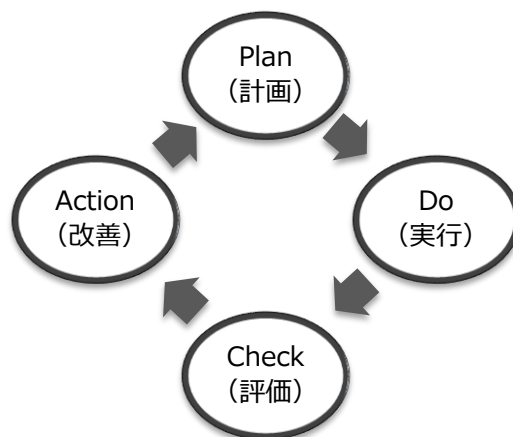
計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く住民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

また、計画の周知にあたっては、本計画書を公表するとともに、町広報紙やホームページ等による情報発信を推進し、町民一人ひとりに広く情報が行きわたるよう、周知に努めます。

3 計画の評価と進行管理

計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルを導入し、「山辺町子ども・子育て支援推進会議」において、計画の進捗状況の確認、評価及び見直しを行います。

また、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。





資料編

資料編

1 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育や保育を無償化する改正子ども・子育て支援法が、2019（令和元）年5月10日に可決・成立し、2019（令和元）年10月1日から全面的に実施となりました。

（1）幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

2014（平成26）年度～	毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
2017（平成29）年12月8日	「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）
2018（平成30）年5月31日	「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討報告書」（とりまとめ）
2018（平成30）年6月15日	「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）
2018（平成30）年10月15日	国と地方の協議の場（法定）
2018（平成30）年11月21日	教育の無償化に関する国と地方の協議
2018（平成30）年12月3日	教育の無償化に関する国と地方の協議
2018（平成30）年12月17日	国と地方の協議の場（法定）
2018（平成30）年12月25日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第1回目）
2018（平成30）年12月28日	「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（関係閣僚合意）
2019（平成31）年2月14日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第2回目）
2019（令和元）年5月10日	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立
2019（令和元）年5月31日	幼児教育・保育の無償化に関する政令・内閣府令の公布
2019（令和元）年10月1日	幼児教育・保育の無償化施行

（2）幼児教育・保育の無償化の趣旨

少子高齢化という国難に正面から取り組むため、2019（令和元）年10月からの消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換します。20代や30代の若い世代が理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の1つであります。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要です。

このような背景を踏まえ、これまで、段階的に推進してきた取組を一気に加速し、現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設、就学前の障がい児の発達支援についても、併せて無償化を進めるものです。

(3) 無償化の対象者・対象範囲等

① 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な保育料）の利用料を無償化

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、上限月額2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化。

※開始年齢：原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化。

※保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。

3～5歳は施設による徴収を基本とする。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）。

- 0～2歳：上記施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

② 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

※保育の必要性の認定：2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）。

※預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督。

③ 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（3.7万円）までの利用料を無償化

※認可保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象。

※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象。

※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定。

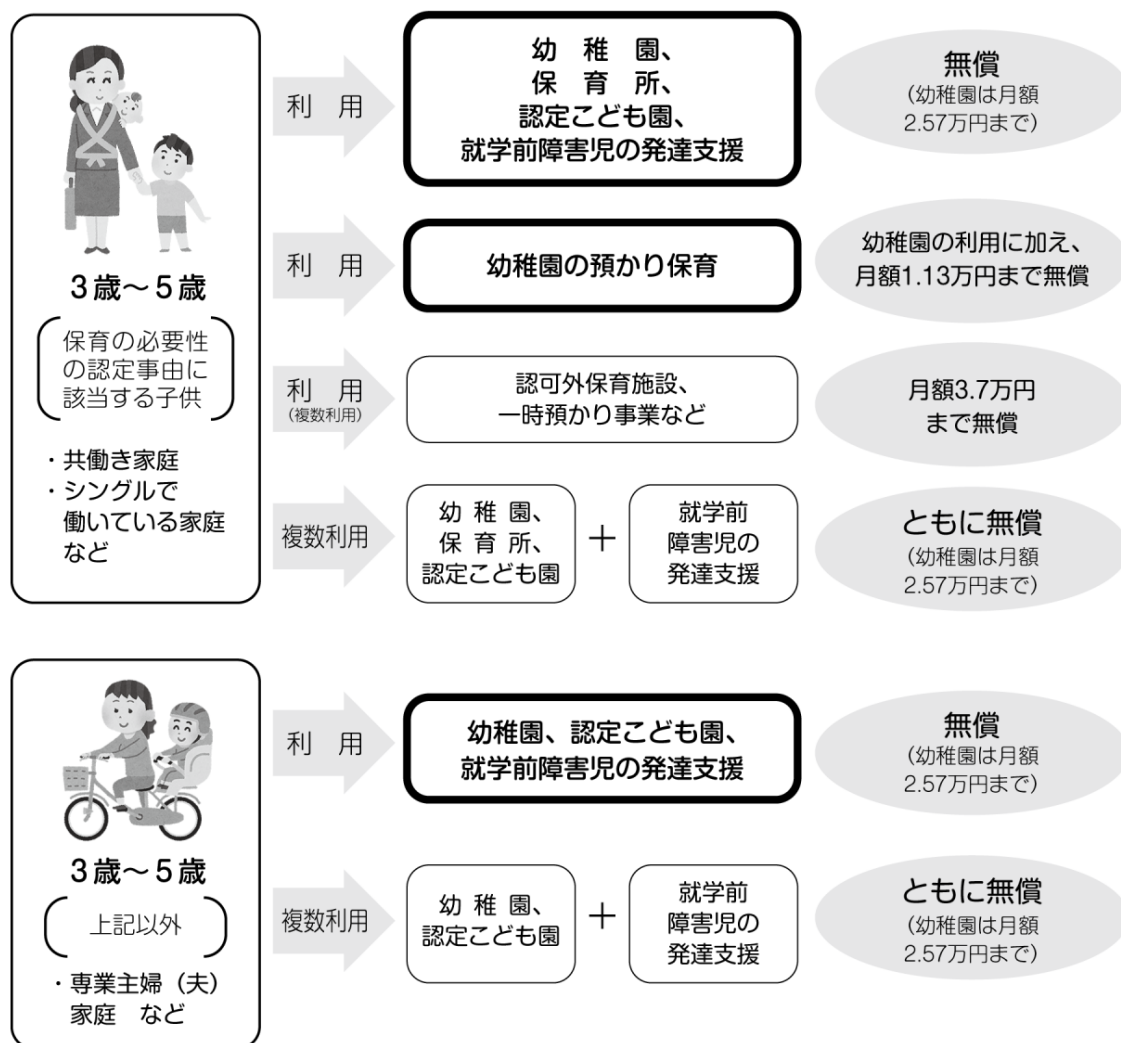
- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

④ 就学前の障がい児の発達支援

■就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについて、利用料を無償化

■幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

■ 幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ



資料：内閣府「幼児教育・保育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料」より

2 山辺町子ども・子育て支援推進会議

(1) 山辺町子ども・子育て支援推進会議条例

平成25年12月16日条例第33号

山辺町子ども・子育て支援推進会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、山辺町子ども・子育て支援推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更
- (2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定
- (3) 特定地域型保育事業の利用定員の設定
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況
- (5) その他町長が必要と認める事項

2 推進会議は、前項に規定する事項に関し、必要に応じ町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 保護者の代表
- (5) 子ども関係団体の代表
- (6) 公募による者
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

5 会長は、必要と認めるときは、推進会議に部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

NO.	構成	氏名	所属団体等	役職名
1	学識経験者	長岡 庄一郎	主任児童委員 ※2019.11 退任	副会長 (~2019.11)
2		山 澤 勉	主任児童委員 ※2019.12 より委嘱	
3		笠原 敬子	主任児童委員	副会長 (2019.12~)
4	教育関係者	渡邊 充枝	やまべ幼稚園園長	
5		三吉 博史	ゆりかご幼稚園園長	
6		長 岡 均	山辺町校長会会長（山辺小学校長）	
7	保育関係者	佐藤 春美	安達峰一郎記念保育所長	
8	保護者の代表	多田 孝徳	山辺町 PTA 連合会会長 (山辺小学校 PTA 会長)	
9		遠藤 和隆	安達峰一郎記念保育所父母の会会長	
10		後藤 博史	ゆりかご児童クラブ保護者会会長	
11	こども関係団体の代表	渡辺 いずみ	子育て広場事業指導員	
12		三吉 圭子	ゆりかご児童クラブ会長	
13		三浦 康市	山辺町青少年育成町民会議	会長
14	公募による者	東海林 千寿		
15		三浦 理佳		
16	町長が必要と認めた者	渡 邊 健	山辺町教育委員	

NO.	構 成	氏 名	所属団体等	役職名
1	事務局	阿部 孝之	保健福祉課長	
2		武田 紀子	保健福祉課長補佐兼子育て支援係長	
3		小野 裕子	保健福祉課 子育て支援係	
4		田中 絵美	保健福祉課 子育て支援係	
5		伊藤 武紘	保健福祉課 子育て支援係	

(3) 策定経緯

開催日	会議名等	内容
2018（平成30）年 12月11日	平成30年度 第1回 山辺町子ども・子育て 支援推進会議	保育所・幼稚園の現状、計画策定に係るニーズ調 査実施について
2019（平成31）年 1月18日～2月1日	平成30年度 山辺町子ど も・子育て支援に関するニ ーズ調査	保育ニーズや本町の子育て支援サービスの利用 状況・利用意向、子育て世帯の生活実態、要望・ 意見などに関するアンケート調査
2019（平成31）年 2月21日	平成30年度 第2回 山辺町子ども・子育て 支援推進会議	特定教育・保育施設の利用定員設定、ニーズ調査 結果の速報値
2019（令和元）年 7月23日	令和元年度 第1回 山辺町子ども・子育て支援 推進会議	ニーズ調査結果、ニーズ量推計、山辺町第二期子 ども・子育て支援事業計画策定の方針、今後のス ケジュール
2019（令和元）年 10月17日	令和元年度 第2回 山辺町子ども・子育て支援 推進会議	山辺町第二期子ども・子育て支援事業計画骨子 案、課題の抽出、今後のスケジュール
2019（令和元）年 12月17日	令和元年度 第3回 山辺町子ども・子育て支援 推進会議	山辺町第二期子ども・子育て支援事業計画素案、 パブリックコメントの実施について、今後のスケ ジュール
2020（令和2）年 1月6日～1月20日	パブリックコメント	広報及びホームページで、パブリックコメント （意見公募）を実施
2020（令和2）年 2月18日	令和元年度 第4回 山辺町子ども・子育て支援 推進会議	特定教育・保育施設の利用定員の設定、山辺町第 二期子ども・子育て支援事業計画案について

3 用語解説

か行

○確認を受けない幼稚園

子ども・子育て支援新制度施行後も現行のままの運営をする幼稚園のことです。

子ども・子育て支援新制度において、あらたに制定される設備や運営の基準を満たしたうえで、公費の給付対象となる施設（施設型給付の対象となる教育・保育施設）としての「確認」を受けない旨の申し出を行った幼稚園のことです。

○確保方策

幼児期の学校教育及び保育、地域子ども・子育て支援事業について、計画期間中の必要量に対応するための確保の内容及び実施時期を定めるものをいいます。

○協働

住民、住民公益活動団体、事業者、行政など、異なる性格を持つ組織・集団が、それぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。「協力しながら働く」という意味から「協働」という表現を使います。

○合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するものです。

○子育てサークル

子育て中の親子（主に保育所や幼稚園に通っていない 3 歳未満の乳幼児とその親）が、自主的に子育てに関する情報交換、遊びを通じた交流などを行っているグループのことです。

○子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした施設です。（子ども・子育て支援法第 59 条、児童福祉法第 6 条の 3）

○子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体又は地域における子育て支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいいます。

○子ども 110 番の家

「子ども 110 番の家」の旗等を掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に、駆け込み、助けを求めることができる地域の協力家庭や事業所等のことです。

さ行

○次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることを目的とした政策です。

○児童虐待

保護者がその監護する児童に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（育児放棄）、心理的虐待を行うことをいいます。

○児童相談所

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置されており、18歳未満の児童についての一般家庭、学校などからのあらゆる相談に応じ、児童が心身ともに健やかに育つよう援助する専門機関です。

○児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭などに支給される手当で、その家庭の生活の安定や自立に寄与することによって、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。（平成22年8月から改正）

○児童養護施設

児童福祉法に定められる施設です。保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させ、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

○主任児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う、厚生労働大臣から委嘱された民生・児童委員のうち、児童に関することを専門的に担当するため別途大臣から指名された委員です。

○食育

生きるうえでの基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

○スクールクラスター

域内の教育資源（幼、小、中、高、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室）の組み合わせのことを指します。



た行

○待機児童

入所要件を満たしているにも関わらず、入所申込を行っても定員超過等の理由により入所できない状況にある児童のことです。

○男女共同参画

「男は仕事、女は家庭」「男は主要な業務、女は補助的な業務」というような、性別による役割分担意識にとらわれることなく、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野に男女が対等な立場で参画することができ、責任を担い、共に支え合いながら、個性と能力を発揮することです。

○地域型保育

家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の総称です。

○地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所で乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業のことです。

○特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のことです。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

○特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

な行

○認可外保育施設

乳幼児を保育している施設のうち、児童福祉法に基づく認可を受けていない施設のことです。

○認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）

子ども・子育て支援法第19条に規定される、教育・保育施設を利用するに当たり市町村から認定を受ける以下の3区分のことです。

- ・1号認定：満3歳以上で、教育（幼稚園・認定こども園）を希望する場合
- ・2号認定：満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
- ・3号認定：満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

は行

○発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。

○バリアフリー

子育て中の親子や高齢者、障がい者などが社会生活を営むうえで障害となる物理的、精神的な障壁（バリア）を取り除くことです。

○保育所

就労又は疾病等のため乳幼児を保育することができない保護者に代わって日々乳幼児を保育する施設です。なお、都道府県等の認可を受けた施設と認可を受けていない施設があります。

○放課後子ども教室

学校施設などを活用し、保護者や地域の多様な人材の参画を得て、放課後の安全・安心な居場所やスポーツ・文化活動などの多様な体験活動を提供する場のことです。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

○放課後児童クラブ

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る放課後児童健全育成事業を行う場所のことをいいます。

ま行

○民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立った相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、児童委員を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行います。

や行

○養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業のことです。

○幼稚園

学校教育法に基づき、都道府県知事の認可を受けて設置・運営される満3歳から5歳の



子どもを対象とする施設のことです。

○要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもなど要保護児童等の早期発見や適切な対応・支援を行うため、関係機関が連携して情報共有を行い、支援方針や役割分担の協議、支援の進捗管理を行うネットワークです。

ら行

○労働力率

15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合です。

わ行

○ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のことです。「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を目指しています。



山辺町 第二期子ども・子育て支援事業計画

発行日 2020（令和2）年3月

発行元 山辺町役場 保健福祉課 子育て支援係

住 所 〒990-0392 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘 5 番地

TEL 023-667-1107 FAX 023-667-1108

URL <https://www.town.yamanobe.yamagata.jp/>

